

第七十五回国会 大蔵委員會議録 第八号

昭和五十年二月十九日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 村山 達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 山田 耻目君

理事 越智 伊平君

理事 奥田 敬和君

理事 嶋田 宗一君

理事 齊藤 邦吉君

理事 中川 一郎君

理事 原田 憲君

理事 宮崎 茂一君

理事 毛利 松平君

理事 広瀬 秀吉君

理事 横路 孝弘君

理事 小林 政子君

理事 広沢 直樹君

出席政府委員

大蔵政務次官 森 美秀君

大蔵大臣官房審議官 旦 弘昌君

大蔵省主税局長 中橋敬次郎君

国税庁直税部長 横井 正美君

委員外の出席者

法務省民事局参事官 井関 浩君

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

委員の異動

二月十九日

辞任

坂口 力君

補欠選任

矢野 絢也君

同日

辞任

矢野 絢也君

補欠選任

坂口 力君

本日の会議に付した案件

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○上村委員長 これより会議を開きます。

入場税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。広沢直樹君。

○広沢委員 入場税法の一部を改正する法律案につきまして、若干の質問をいたします。

この法案につきましては、さきの四十八年の改正の折に、入場税は一応撤廃すべきである、もしもそれが直ちにできないということであれば相当大幅に免税点を上上げるべきである、私はこういうように主張してまいりました。

その当時、附帯決議もついておりましたが、今回の改正を見ますと、すでに提案理由の説明にもありましたが、大幅な免税点の引き上げが行われております。そういう意味ではこれは大いに前進したと、私、率直に言って評価できると思っております。しかし、まだまだ問題点もあろうかと思っております。私はさきよりは具体的に伺ってみたいと思っております。

映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物の免税点が、現行百円が一挙に大幅な引き上げになつておりますが、ここまで大幅な引き上げをしたというその基本的な考え方について、まず伺っておきたいと思つております。

○中橋政府委員 入場税につきましては、従来、少額不請求という思想から、非常に低料金なもの

につつまして免税点を設定して今日に至つております。その基本的な考え方としては、入場税につつましては、やはりサービス課税の一つの主な柱となつておりましたので、少額の低料金の部分までは課税しないでどうかという考え方から、そういうことになつたと思つております。

ところで、入場税の歴史を振り返つてみ、また他のサービス課税の戦中戦後、今日に至るまでの変遷を考えてみますと、そちらの方では免税点等の操作によりまして課税せられない部分がかなりふえてきております。また、かたがた入場税の課税対象になつております催し物についての性格から言ひまして、入場税を課税しないといふことは、先ほどおっしゃつたとおりでございまして、そういう観点から、今回はむしろ、入場税の課税されない部分というものを免税点で大きく考へてはいかかというふうなことで、御指摘のよう

に、大幅に引き上げることにはいたしましたわけでございます。

○広沢委員 今回の免税点の引き上げにより、一部の特別な料金を除いて、映画、演劇、音楽、スポーツ等大部分のものが課税されなくなる、こういうふうに見られるわけですが、私は現状を詳しく調べたわけではございませんけれども、このたび大幅に引き上げになつた映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物につきましては、大蔵委員会の調査室で出されている資料によりますと、ここまで引き上げられると一般料金にはかからない、こういうことにならうかと思つております。一般料金でこの免税点以上になるところはないと思つておりますが、その点どういふふうに把握されておりますか。

○中橋政府委員 おっしゃいますように、今回の免税点が制定せられますと、いわゆる一般料金、大衆が利用いたします催し物への入場料金としま

してはほとんど課税にならないであらうというふう

に思つておりますし、またそれをねらつてかなり大幅に引き上げていただくと思つておるわけ

でございます。

○広沢委員 そういたしますと、今後の入場税の課税の仕方として、このように急遽大幅に上がったわけでありまして、一部の特別な料金、こういったものは入場税をかける、そして一般的な料金にはかけない、こういうふうな結果的になつてゐるわけでありまして、今後そういう方針であるといふふうな受け取つてよろしいのでしょうか。

○中橋政府委員 今後の免税点の取り扱いについても、いま御指摘のように進めさせていただければと思つております。

国税の中に通行税というのがございますけれども、通行税の現況を考へてみましても、大部分の人が利用いたしますような乗り物につきましても、ほとんど課税になっていませんで、一般の観念から見ればかなり上等な部類のものが課税になつておるといふことでございまして、そういう経験から言ひましても、今後の入場税もそういうふう

に扱わせていただければと思つております。

○広沢委員 政府の説明によりますと、入場税は消費税の一部、サービス課税である、もう一つは担税力に着眼して課税する、大別するとこの二つが入場税を課税する場合の考え方であつたと思つてゐるわけですが、その点いかがですか。

○中橋政府委員 入場税の課税理由といたしましては、おっしゃるとおりでございます。

○広沢委員 そこで、今回のこういう改正を見ておきますと、サービス課税ということよりも担税力に着眼してゐる、そこにウェイトが置かれてきた、こういうふうな理解できるわけでありま

す。その点はそういうふうな受け取つてよろしい

のでしょうか。

○中橋政府委員 国税で申しますと入場税、通行

税

税

税

税

税

税

税

税

税、地方税で申しますと料理飲食等消費税、娯楽施設利用税というのは、もっぱらサービスに対する課税を意図しておるものと思ひます。その中で入場税は、いまだで、先ほど申しましたように低い免税点で、およそ全般的にかかつておりましたけれども、たとえば料理飲食等消費税をこらうにたかきますと、やはりある程度の宿泊料金なり飲食料金については課税をいたさない。ということとは、一般的な水準から見ましてかなり高額の料金を投じて宿泊をしましただけ飲食をしました人について、その租税力に着目をして課税をいたしておるわけでございます。

そういう観点から、入場税につきましてもサービス課税を根拠にいたしておりますけれども、かなり高い料金を払ってそういうところへ入る人の租税力にももっぱら着目をいたしたいというふうに考えております。

○広沢委員 私先ほど申し上げましたように、大別すると二つある。しかし、そのウエイトがサービス課税というよりも、サービス課税といえ、四十八年のときは五十円から百円に、倍に上がつてゐるわけですが、今度は十倍以上に上がつてゐる。映画については十五倍ですね。それから演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物については三十倍に上がつてゐるわけですが、ということは、サービス課税ということでは、一般的にかけられるところから徴収することにしよう。結果的には、先ほどお伺ひしたように、いわゆる映画にしましても演芸あるいは演劇にしましても、これだけの大幅な値上げになりますと、一般料金にはほとんどかからないわけですが、いまだでわれわれもこれを主張してきたわけでありまして、急遽それに上げたということは、いわゆる租税力に着目した形で今後の入場税の課税は考える、そこにウエイトが移つてきた、こういうふうに理解していいんであります。いかがですか。

○中橋政府委員 入場税についてはほとんど全般的に課税をいたしておりますときには、サービス

課税の中での最大の税目として、非常に重要視しておつたと言へると思ひます。今回非常に高い免税点で、いわば一般的な水準から見ればかなり高い料金を払うという租税力に注目するようになつたのかと言われれば、むしろそういう方に非常にウエイトがかつたというふうに御理解いただいて結構だと思ひます。

○広沢委員 そこで、入場税に関する基本的なものが党の考え方なんでしょうけれども、入場税が創設されたいきさつについては、昨日も他の委員からいろいろお話がありましたし、私も前々から三つの問題点について、わが党の考え方を基本的に述べてゐるわけですが、

それは一つは、入場税が創設された趣旨というのは、いわゆる戦時の財源を調達するというところ、それから娯楽等の消費を抑制するというところ、そこにあつたのではないかと。ところが、その後こういふことは全く情勢が変わつてきておりますね。ですから、入場税を創設したときの当初の考え方と変わつてしまつてゐるわけですから、もう一遍基本的にこれを考え直して見る必要があるのではないか。

それからもう一つは、やはり社会的、文化的、教養、教育的な立場からは、人間性を高めるためのそういうものに対して入場税を取るということとはいかがなものであらうか。特に営利を目的としないものについては非課税にしてしまふべきではないか、こういう点。

それから第三点は、財源的な依存度はどんなものであらうかと見てみますと、四十八年度の改正のときに財政に占める割合といふのは〇・一ないし〇・二だつたと思うのですが、正確な数字はいま持つておりませんけれども、後から御説明いたしたいのです。今回の改正によりまして、財政に占める割合といふのはどれくらいになつてゐるのでしょうか。これも後から数字で答えてください。

しかし、今度免税点が上がったことによつて収入といふのは三分の一くらいに減つたはずであり

ますから、相当ウエイトは低くなつたということに言へると思ふのです。だから、財政が入場税に依存してゐるなんというところは毛頭ないわけでありますね。

こういう三点から考えていきますと、もう一遍入場税に対する基本的な考え方というものは洗い直して見る必要があるのではないかと。

先ほど申し上げましたように、サービス課税であるから、消費税の一部であるからということとで考えられてきたわけですが、これも今回の大幅な引き上げによりまして、租税力に着目するようになつてゐるわけですから、いさ、この百円が千五百円、三千円というふうな免税点が何十倍かに上がりますと、映画を見にいくことも、指定席等の特別料金だけしかないということになります。特別料金の中でも免税点以下のものであるようでありまして、それから、演劇、演芸あるいは音楽、スポーツ、見せ物につきましても、これはもう一般料金はほとんどかかりません。いろいろのデータがあると思ひますけれども、この調査室の調べた資料によりまして、かかつておりません。ということとは、やはり租税力に着目してきたということになるであらう。そういうふうにはこれは変わつてきてゐるわけでありまして、その点、基本的にどういふお考えに立つておられるか、もう一遍お答えいただきたいわけでありまして。

○中橋政府委員 入場税が戦時立法に端を発しておるといふことから、むしろ今日の世の中ですという税金が存続してゐるのはおかしいではないかという御意見もいろいろあつたわけでございますけれども、でさう上がりましたのは戦時中の要請からであつたと思ひますけれども、これは昨日も申し上げましたように、そういう端緒でもつてわが国の税制を見直すことが非常に迫られて、そこに消費税といふものを物品税とともに大きく導入をし始めたといふことは、やはり税制全体の土から見ますれば一つの意義があつたと思ひますし、それは戦争中であつた、また今日の世の中であ

れ、やはり税制全体といふような観点から見ますと、その最初の発端が戦争中であつたからということ、あなたがこれを排除すべき理由はないであらうと思つております。

それから、当時、消費抑制という観点からそういう消費税が導入されたことも確かだと思ひます。今日はむしろ消費生活が向上したから、当時から見れば非常にレベルの高い消費行為といふものが、今日のわれわれの生活から見ると通常になつておるといふこともあると思ひます。しかしながら、それは抑制することに端を発したものであるから一遍全部洗い直して見直していただくことがございますが、確かに私もそういう観点から見まして、しかも先ほど申しましたように、他のサービスに対する消費税課税といふものの戦争中からの変遷を見ますと、そういう一般的な消費といふものを捕捉してゐました段階から、かなり高級な消費といふものに着目をしてきたといふことから見ますと、入場税もこの際そういう例にそつたものも喫緊の必要があるのではないかという考えがいたしたわけでございます。

それからさらに、入場税の課税対象になつております催し物への入場といふものがわれわれの生活の教養面を高めるという観点からして再検討すべきではないかとおつしやる御意見も、まさにそれはそのとおりだと思ひます。確かにその面から申しまして、先ほど申されましたように、入場税といふのが一般的な課税で長い間続いたといふことは、再検討の対象にすべきであるといふふうに今回思つたわけでございます。

ただ、その際にも、やはり私も少ししましては、教養を高めるにつくましてもいろいろな手段、方法があるわけでございます。たとえば物品税を課税いたしておりますいろいろな趣味、娯楽、便益のための物品の中にも、今日の状態から見れば、いまおつしやいましたように、われわれの生活を高める教養を深めるといふことに相当寄与いたしておるものもあると思ひます。そういう観点だ

けから言えば、むしろ入場税も、そういった物品への課税もやめなければならぬわけでございますが、それは担税力という意味から言いますと、かなりの高度なものについては税金を納めていただくというのが、全体の仕組みの中では必要でないかというふうに思っております。

それから、財政に対する寄与でございますが、これは国税に移管しまして以後、入場税の収入といひますのは大体百億円をちょっと上回るぐらいの数字でございます。おっしゃいますように、国税の中に占めるウェイトというのは漸次下がってきております。昭和四十八年におきましてはもうそれは〇・一％になつておりますし、今回の改正をやつていただきました後におきましては〇・二％ということでございますから、財政への寄与度という意味から言いますと微々たるものといふことは言えると思ひます。

ただ、そこでやはり考えなければなりませんのは、サービス課税というものが国におきましますところの間接税、消費税の中において占める地位でございます。それからまた、他の消費税としてサービスに対して課税しておるものと関連でございまして、そういう意味合いから言いますと、やはり課税の程度というのは非常に少なくなつてはきておりますが、通行税、料理飲食等消費税、娯楽施設利用税というようなものと一つの仕組みとしましてはやはり存続をすべき税目であるというふうに思つておるわけでございます。

○広沢委員 いま三つの大きな問題について見解を伺いましたが、私は、税は担税力のある方からいただく、これは当然のことだと思ひます。それについては私、異論はないのですよ。

しかしながら、入場税そのものがサービス課税という面では、いままで改正がありまして部分的に上がつてきたという程度であつたのを、今回はこのように大幅に、映画については十五倍あるいは演劇、演芸については三十倍と大幅に上がったわけですね。そしてその実態はどうなのかと見ま

すと、一般料金はもう全部皆無です。特別料金にだけ今度はいかる。こうなつて現実を見ると、やはり担税力に着目した形に入場税の課税様式も変わつてきたのだな、今後やはりこの方針でいくのかと申しましたら、主税局長はそういう方針でいかれる、こういうふうには私は受け取つたわけですが、その点を理解していいですね。もう一遍念を押しておきます。

○中橋政府委員 そのとおりでございます。

○広沢委員 そこで、そういうふうに入場税に着目してやつていくということになれば、入場税といふことだけじゃなくて、一般的な広い意味になつてくるわけですね。

だから、どうしても入場税といふものはサービス課税であるからしなければならぬということにウェイトがあるならば、映画を見に行く、あるいは演劇あるいはスポーツを見に行く、あるいは音楽を聞きに行く、こういったような場合はサービス課税として払うのだ、これが大原則でいままで来たわけですね。ですから、担税力とは言いながら、少しづつ社会情勢や状況を見合わせながら、そういった方々が見に行くのだから、五％ないしは一〇％の税金は納めてもらつてもいいではないか、こういうのがいわゆる消費税の一部であるサービス課税の趣旨だつたと思つております。それが一般の料金にはかからない、特別料金だけということに、この担税力に着目したところにウェイトが来たならば、やはり入場税そのものの考え方も変わつていかなければならぬのではないかと思つております。よろしいでしょうか。

そこで、私、もう一つ具体的に伺つておきたいのは、これは確かに主税局長のおっしゃるやうに、現実われわれがいままで要求してきたやうに、そういった面にはかからなくなつてきたといふことは認めます。だから入場税はそのままいいんだというのじゃなくて、基本的な考え方といふものをここでもう一遍こういう機会に私はただしておく必要があると思つて聞いておるわけです。

いわゆる入場税といふのは営利的な目的のものにかけ、営利を目的としないものには入場税はかけないのだ。第一、そういうことはこの入場税法の中にも、いわゆる学校、社会教育関係団体等、あるいは他もございすけれども、そういった方に免税あるいは非課税という措置を講じられております。それも全部といふ広い意味じゃないのです。一部分ですね。ですから、もう少し広い意味に考えていくならば、こういうような営利を目的としないものについては原則として非課税にするのだというぐらゐに考えてもいいのじゃないかと思つております。

大体、営利を目的としないものについては、こんな特別料金とか担税力が相当あるとか、そういう意味に考えた催し物とか映画あるいは音楽、スポーツ、そういったものはないのですよ。ですから、その点をもう一遍基本的に考え直してみることがあるのじゃないかと申し上げておるのですが、その点どうですか。

○中橋政府委員 特に入場税の課税対象になつております入場が行われる催し物につきましては、おっしゃるやうに、大部分は非常に望ましいものでございまして、営利を目的としないもののが大部分だらうと思ひます。

しかし、私が担税力と言ひますのは、催されるものの性質が非常にいいからということでございます。で、いいことをやりましても、そこにある程度の金を投じて入つていくという人のそういう担税力というのが、その背後にある所得の高さ、資産の高さといふものを推定せしめるからこそ課税し得るわけでございます。

ですから、非常にいい音楽を聞きに行くにつきましても、ある程度の、一般の人が入るよりも非常に高い金額でもつて入る人、それにはやはりその背後には何がしか、その金高を払つて入り得るという所得なり財産という税源があるわけでございます。それが担税力でございますので、確かにこれまでは通常の映画を見に行く、たとえば五百円、千円を払う人も、担税力があるから一割の税

金あるいは五％の税金を払つてもらつていいではないかという考え方をいたしましたけれども、それはたとえば通行税について見ましても、いわゆる一等の乗客にだけしか課税しない、あるいは非常にスピードを重んじた航空機の乗客だけにしか課税しないというように一方のサービス課税が進んできたことからも反省をいたしますと、いろいろな御議論がございましたことを踏まえまして、やはり考え直してもいいのではないかと、ことさらにやりましたので、営利という観点より、やはり入る人の担税力ということに非常に重きを置かなければならぬのじゃないかと思つております。

○広沢委員 それから社会教育的な立場から考えて、入場税を非課税にしたりあるいは免税にしたりといふようなことでもいろいろ方法をとつておられるのですけれども、やはり文化水準高揚のために、政府はいろいろな団体に別途補助金を出してあります。そういった幾らかでも補助金を出している団体が催す場合の催し物については、やはり広く考えてこれは非課税にするというふうにすべきじゃないかと思つております。

そうじゃないと、片方は政府から補助金を出している、片方は税金で徴収している、こういうような一見矛盾した形が出てくるのではなからうか。これは理論であつて、現実はそのやうなものである。今回の改正の中でも免税点のうんと引き上がったから実際はかからないですよとおっしゃるかもしれないが、考え方としてどうなのか、ひとつその点も伺つておきたいのです。

○中橋政府委員 現行法までのやうに非常に課税部分が大いといふ際には、おっしゃいますやうないろいろな配慮でもつて個別的にその課税対象から除外する必要といふのは生じてくるのだらうと思ひます。そういう観点から言ひまして、現にたとえば学校の先生に引率されて、団体として教育目的のために入場する場合でございますとか、アマチュアのスポーツについては非課税にしますとか、おっしゃいますやうに、補助金、国の援助を

受けておつてやつておるような国立劇場等の伝統芸能については非課税にいたしますとか、そういうような配慮も必要だったと思います。

ただ、今回のように、一般的な入場については課税しない、そういうことによりまして課税をする部分というのは非常に少なくなってくるということに必要なるほど、私はそういう個別的な配慮というのは必要ないのだからと思ひます。むしろそれは、先ほど私が申しましたように、租税力という点、しかもかなり高い水準における租税力という点を考えますれば、本当はもうその一線だけでいいのだからと思ひます。しかし、今日までいろいろそういう非課税規定がございまして、今回存続はお願ひをいたしておりますけれども、大部分は、いま御指摘のように、もうその免税点で吸収をされ得るようなものでございまして、またそのような免税点の高さというのが必要になるのだからと思ひます。

あとは一つ残りますのは、やはりかなり高い料金を払ひながら、しかもおつしやいますように、国からの援助を受けておるとか、国として存続を望ましいと思つておるような小規模な催し物、それにつきましてはどうしてもおのずから料金が高うございまして、そういうものについて何らかの配慮が必要ではないかということも考えられますけれども、今日の入場税の非課税規定を見てみますと、大体そういうものはすでに網羅されておりますから、新たに付け加える必要もないと思つて、特にお願いもしなかつたわけでございまして。

○広沢委員 おつしやることはわかります。しかし、いまの学校あるいは社会教育関係、すでに法律の中にありますように、こういった関係につきましては非課税あるいは免税、こういった規定がちゃんとあるわけですね。これは教育的あるいはまた文化的見地からそういうふうにしてゐるわけですが、それだけが、その一部だけが教育じゃなくて、やはり教育というのは社会一般の教育というものもあるわけですね。広い意味で考へて、営利を目的としていないということになれば、そんな高

い料金を取るということはほとんどないわけですよ。ですから、そういうようなことを考へていくならば、これはちゃんと非課税にしていこうということをやりは考へるべきじゃないか。あるいは高い料金をまた一部取つたとしても、もっと高度な音楽会があつたりして、高い料金を取られるというようなことがあつたとしても、これは営利目的でやつてゐるのではないということば——営利かどうかということは、基準を設けて判定していけばむずかしい作業じゃないと思ふので、そういうことを具体的にこれから検討してみなければいけません。入場税法の基本的な考え方として、そういった点を取り入れるべきじゃないだろうか。

それから、やはり先ほど申し上げましたように、補助金を受けてゐるような団体は、いまの税法の中で規定されてゐる以外に、それも含めて、これはもう全部免税なり非課税にするというふうにしていくように、はつきり整理すべきではないかと思ふのですが、その点についてもう一遍明確にお答えいただきたいのです。

○中橋政府委員 先ほど来申し上げておりますように、やはり租税力というのがこの際よりどころになると思ひます。しかも、かなり高い免税点を設定していただいた晩におきましては、その点がより強くなると思ひます。おつしやいますように、営利を目的としていないもので、たとえば入場料金が非常に高い催し物ではございまして、それはまあねらいは非常にいい催し物ではございまして、うけれども、それに参加する人の立場に立つてみますれば、私どもとすれば租税力が非常に強い人でありまして、やはり一〇〇程度の負担はしていただいてもいいのではないかと考へてゐるわけですね。仮に補助金が交付されておりますような催し物につきましても、それはおそろしく入場料金を下げる効果に働くと思ひますけれども、その働いた後でもなおかなり高い、いまおつしやいましたようなたとえば三千円という非常に高くなつたといわれるその免税点を越えるような料金を取つ

てまで入場させるという場合には、やはりこの程度の負担をあえてしていただく方がよろしいのではないかと思ひます。

ただ、いまおつしやいますように、営利を目的としないということに非常な突き詰めてまいりますと、免税と行つたものがございまして、これはまた非常に別の意味で、営利を目的としないという消極的な態度より一歩出まして、その得ました収益をむしろ公共的な目的に寄付しようというふうな興行がございまして、そういうことによりましてたとえ入場料金が高くなりましても、すでに免税興行の制度がございまして、そういうのを利用してやつていただければ十分カバーできるのではないかと考へます。

○広沢委員 それから、現行では税率が二段階に五%と一〇%になっておりますが、今回は、改正案によりまして一〇%、大きい方へ一本化してゐるわけですね。これは一〇%が適当なのかどうか、あるいは五%が適当なのかどうか、あるいはまたその中間がいいのか、この点も非常にむずかしい問題だらうと思ふのですが、五%という一つの税率を決めてゐるのを一〇%にしたというのは、どういふ意味なんでしょうか。

○中橋政府委員 今回お願いをしております一〇%の税率に至りました見方は二つあると思ひます。一つは、免税点を非常に高く設定していただきましたので、現行制度におきましますところの五%の税率該部分というものがそこに吸収をされてしまふという考へでございまして。

それからもう一つは、これは先ほど来申し上げておりますように、他のサービス課税を行つておられます税目の税率との関連でございまして、それはもちろんおつしやいますように、その際にも一〇%がいいのか五%がいいのかという絶対的な基準というのはいりません。しかし、今日まで他のサービス課税は、入場税もその一つでございまして、たしかに、大体一〇%を基準にやつてまいりましたから、その一〇%を踏襲するということに

したものでございまして。

○広沢委員 やはり私はこの一〇%に、上へ張りつてしまふというやうなやり方というのはいりかかと思ふのです。財源的には、これはもう先ほど申されたとおり、この改正案が通れば一〇・〇二、四十八年度と比べて約十分の一になるわけですね、財政の依存度というものは、ですから、そういうことから考へてみましても、別にこれは財政的にどうしてもこれだけ必要だということでもないだらうと思ふのです。ならば、五%の税率が設定されておれば、やはり安くしていくということでもいいんじゃないだろうか。財政が依存しておれば、どうしてもこれだけの財源が必要だという観点から考へられもしようが、そういう一点はもう一遍検討すべきじゃないだろうかと思ふのです。

いまおつしやるように、横の整合性を考へて、一〇%が適正だ、これが適当だということお決めたなつたというやうな御答弁なんです、これはそんなないまいなものじゃ困るわけですね。

それから次に、外国の例を——これは何でも外国に見習ふという意味じゃありません。しかし、こういう大きな改正をしていくときには、やはり諸外国の一つの例というものは見てみなければならぬと思ふのですが、アメリカ、イギリスあるいは西ドイツ、フランスという主要国の入場税はどういうふうになつてゐるのか、ひとつ御説明いただきたいと思います。

○中橋政府委員 外国の入場税に相当するものにつきましては、概括的に申し上げますと、一般的消費税、たとえば付加価値税を採用いたしておる国におきましては、もちろん付加価値税の中に吸収をされて課税になつておるわけでございまして、たとえばイギリス、西ドイツ、フランス、イタリアといふのは付加価値税の中に吸収をされておりますし、アメリカにおきましては、州の段階におきまして小売り課税、小売りの売り上げ税をやつておりますからその中に含まれるわけで、そういう州があるわけでございまして。

さらに、そういう一般的な消費税たる付加価値税あるいは小売り段階の売り上げ税というようなもののほかに、個別的にわが国の入場税に当たるようなものを取っておる国もございます。たとえば西ドイツは付加価値税のほかに、地方税でありまされども、娯楽税というのを取っております。あるいはまたイタリアでは、付加価値税のほかに国税として興行税というのを取っております。アメリカも実はその州におきまるところの小売り段階の売り上げ税として吸収をしております。ほかに、入場税というのを連邦税として取っております。これは約十年ほど前にケネディが、これを漸進的に撤廃をするということで撤廃をした経緯がございます。

○広沢委員 わが国の場合も二十九年に地方税と国税の入場税と、こういうふうに分かれていたわけですね。地方税では娯楽施設利用税ですか、そして国税では入場税と、いままで一本できたものが二つに分かれていたわけですね。

アメリカの例もイギリスの例も西ドイツの例もお話しになりましたが、アメリカは、いま申されたとおり、昭和四十一年に国税の入場税は撤廃されて、いわゆる地方税、州ですが、この州もあるところとなつてあるわけですね。それからイギリスの方も昭和三十五年に撤廃されて、いま確かに付加価値税ということになっておりますけれども、付加価値税になったのは四十八年の四月ですか。ですから、その間というのは、もう入場税と西ドイツは国税はあります。これは地方税の話ですね。

こういうふうな考えをいいますと、先ほどからいろいろなことを言いましたけれども、財政の依存度的に見ても、あるいはその立法の趣旨から考えても、あるいはまた社会文化という、だんだん過去の教育あるいは文化に対する考え方もいまでは相当変わり、広がってきているわけですね、そういう点から考えてみましても、やはりサービス課税だからこれはどうしても必要なんだ、そ

れに国税として固執される理由というものがもうないんじゃないだろうか。どうしてもこの入場税というものを国税として必要なんだとおっしゃる意味はだんだん薄れてきているんじゃないか、私は最終的にそう思うんですよ。いかがなものですか。

○中橋政府委員 いまおっしゃいましたように、アメリカとかイギリスでかつてありました入場税の税制に對する考え方もやはり影響いたしておると思います。くしくも、その兩國は、どちらかとい

いますと、国の段階におきましては一般的な消費税を持っていないで、個別的な消費税だけに頼っておった国でございます。しかもその中で入場税というものを廃止したわけですが、わが

国におきましては、いまおっしゃいますように、地方税として娯楽施設利用税というものが、実はそれは、昭和二十九年に入場税を国税に移管しましたときに、当時ありました娯楽施設利用税のような課税対象を地方に残しましたから、それを娯楽施設利用税という形で存続したわけ

でございます。それから、遊興飲食税というものが、今日の料理飲食等消費税というものがそのまま地方税に残っております。それからまた、国とし

ては通行税というものも持っております。ございまして、わが国としては、個別消費税として物品税その他ともこういうものを持っておりますわけでございます。

〔委員長退席、山本（幸雄）委員長代理着席〕

わが国としますと、今日、一体これからの税制をどういうふうな考えをいたしたいかという問題もございまして、今日ただいまの税制としましても、やはり間接税、その中で個別的な消費税というものを持っております。個々の物品を選ぶいは個々のサービスというのを選んで課税をいたしておるといふときには、従来からの経緯といたしまして、個別的な消費課税の対象とサービス課税

の対象というのを持っておりますれば、財政に對する寄与がもうほとんどないんだから、やめてしまつても財源とすれば同じではないか、おっしゃいますことはまことにそのとおりでございますが、税制の仕組みという観点から申せば、やはりサービス課税に對する重要性、しかも今日までに果たしてきまして入場税のウエイトというものは、その際には十分考慮しなければならぬのではないかとこのように考えます。

○広沢委員 それから次に、競馬、競輪等、いわゆるギャンブル、これについては据え置かれておりますね。まずその理由はどうかとんでしようか。

○中橋政府委員 競馬、競輪への入場料金に對する免税点は、四十八年におきましての改正でも、実は映画あるいは音楽会等への入場について免税点を引き上げた際にも、これは据え置きになつております。

そのときと同じ考え方でございしますが、一つには競馬場、競輪場などへの入場料金といふものは、きのうもお話ございましたけれども、やや性格を異にいたしておると思つております。特にその金高から申しましても、整理料金の金高でございまして、この中で一般的に入る人について入場税を取るのはいかかかという考え方もあるわけでありまして、私どももいたしますれば、やはりギャンブル税というふうなものがあるわけ

あります。またそういうものの考え方を導入し得る余地もあると思ひますけれども、そういうギャンブルを行うためにその場所に入場する人の担保力とすれば、映画、演劇、音楽へ入場する人の担保力と別に考えてもいふんではないかというようなどから、免税点の据え置きを予定いたしておるわけでありまして。

○広沢委員 これは免税点が三十円なんです。実際に全国あちこちで競馬だとかあるいは競艇だとか、あるいは競輪が行われておるわけでありまされども、これは実際はどうなんでしょう、入場料金は。

○中橋政府委員 私どもの調べました限りにおきましては、一般的に、一般席への入場というものは非常に低うございまして。競馬、競輪を規制いたしております法律について入場料金の定めがござい

ますけれども、大体最低限の金高を取っておりますが多いようございまして、中央競馬でも一般席は百円が最高でございまして。また地方競馬におきましても、東京の大井競馬が百円というものを取つております。は、五十円から二十円というよう

な状況でございまして、競輪、小型自動車競走、モーターボート競走等につきましては、大体三十円、二十円という料金でございまして。ただ、特別席というのがございまして、それに入ります料金は一番高いところで千五百円、一番低いところで百円、二百円というふうなものを取

つておるところもございまして。○広沢委員 この免税点は三十円ですが、その恩恵を受けておるといふことは、そういう競技場は幾つくらいあるのですか。

○中橋政府委員 中央競馬につきましては、全部三十円を超えております。地方競馬におきましては、現在のところ、三十一場の中で十四場が免税点以下の一般入場料金を取っております。小型自動車競走場につきましては、五場のうちの三場が免税点以下の一般入場料金を取つております。

競輪場におきましては、五十場の中で三十六場が免税点以下の一般入場料金を取つております。モーターボート競走場は、二十三場全部が免税点以下の一般入場料金を取つております。

○広沢委員 免税点三十円とありますけれども、私はこの免税点が必要じゃない、こういう考え方なんです。わざわざ免税点をこしらえるという意味はないんじゃないか。というの、先ほど御説明にありましたように、本来、整理料金、会場を整理するというのですか、そういう料金としての性格が強い。それから、ギャンブルに對する社会的批判もございまして、そういうことにも政策的な配慮というも

のがなされていいんじゃないかと思ひますね。

ですから、これはいまの考え方は大分変わつてきておりますけれども、過去においては入場税に消費的なものとかそういうものを抑えるという抑制的な意味があつた。そういうようなこととか、ギャンブルに対する社会的批判、こういうことも考へてみますと、やはりこういうものに恩典を与えるという必要は全くないんじゃないかと思ひます。

○中橋政府委員 確かにそういうおっしゃる点も私は考へ得ると思ひます。ただ、今回の改正で考へましたことは、やはり従来の入場税の免税点が二十円、三十円と一般的になつてまいりまして、映画について百円というものを設けました際の競馬、競輪への入場料金の免税点三十円をそのまま据え置きたいと思ひました。いわば過去におきましてすでに三十円という免税点が競馬、競輪場への入場料金についても適用になつておつたわけでございますので、今回はその実績を尊重したという次第でございます。

○広沢委員 過去にそういう形になつておつたら据え置いたというのじゃなくて、こういうふうには大幅に見直すときにはやはり全面的に見直して見る必要があるし、この競輪、競馬というのは、市町村段階の自治体においても全部がやつてゐるわけじゃないですね。ですから、こういった問題は、いまの据え置いた趣旨から考へて、もう一歩現実を見ていくならば、これはこういう免税点の恩典を与える必要はない、社会的に考へましても私はこう思ひます。

その反対に、先ほどから論議しましたように、映画とか演劇あるいは音楽、スポーツ、そういった面はわれわれの主張、世論の主張を取り上げてどういふふうには大幅に改正してつた、こういう大幅な改正を見直す場合においては、その点をもう一遍考へてもいいんじゃないか、こういうふうにも思ひますが、最後に政務次官に一言見解をお伺ひして、終わりにしたいと思います。

○森(美)政府委員 この入場税の問題に關しまし

ては、担税能力の問題、大衆娯楽の問題あるいは芸術性の向上の問題、それとサービス課税、そういったものを結び合わせて一つの結論を今回出したわけでございます。将来ともいろいろ研究課題にはしたいと思ひますが、そういう意味で、今回の問題は御了承いただきたく思ひます。

○山本(幸雄)委員長代理 午後一時より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後一時三十分再開

○上村委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。佐藤鶴樹君。

○佐藤(鶴樹)委員 私はきょうは、社会党の相続税に対する最初の質問者として、このインフレ下の中で一体税体系がどうあるべきだろうか、しかも日本の税制の中で唯一の資産課税である相続税のあり方、これは果たしてどうあるべきだろうか、こういうきわめて次元の高い政策的な問題について、せっかく副大臣である森政務次官もお見えでございます。主税局長もお見えでございますので、その辺を中心としながら、中身としては相続税の課税最低限の引き上げの問題、あるいは妻の座の税制の優遇の問題、この辺に焦点を当てながら少しお伺ひをしたいと思います。

まず、主税局長にお伺ひをしたいと思いますけれども、税一般としていろいろな機能、機能と申しますか、財政の持つてゐる機能があると思ひますのでありますけれども、それはどういふふうにお考へになつていらつしやいますか。

○中橋政府委員 税が景気の動向に對しまして、たとえば自動的調節作用を営むということが今日の経済情勢についても働か得ると思ひます。その効果を一番果たしますものは、何と申しまして、もといゆる弾性値の高い税金でありますし、それをもたらしめますものは、累進税率構造を持つております各税目が一番その効果が高いということに

なると思ひます。

○佐藤(鶴樹)委員 要するに、税というものは国の財政の中心であり、それと同時に、税をある部分に重くし、ある部分に軽くする、これが何らかの、国の経済運営全体にそれなりの税の持つてゐる機能というものがあつてつた。その機能というものは、いま局長がお話しになりましたように、一つは景気の動向という問題もあるでしょう。それから、とにかく資源の最適な配分という国民にとつてはだれにも必要なもの、そういうものに財政が支出をしなければいけません、その問題もあるでしょう。それからもう一つは、やはり一番大きな所得の再配分、この機能も税というものはあるのではないだろうか、こういうふうには考へるのですが、この考へ方についてはいかがでございますか。

○中橋政府委員 それはおっしゃるとおりでございます。いま佐藤委員が冒頭に、今日の物価、インフレということに焦点を当てられて御質問がございましたから、私もその点で今日の税制の果たす機能を一番端的にそういう観点で申し上げたいのでございまして、もっと深く税制の果たす機能といたしまして、ただいま挙げられましたいろいろな機能を持ちながら、しかも公経済の財源を賄うために税制があるというわけでございます。

○佐藤(鶴樹)委員 これは国税庁で毎年出している「私たちの税金」という本でございまして、けれども、ここにいま言った三つの税の機能、役割りが書いてあるわけでありまして、この中で私は、特に今度の相続税の審議をするに当たりまして、この税の機能の中の三番目のいわゆるフィスカルポリシーとしての景気調整作用、これとの関連もあるわけでありまして、所得の再配分という観点について少し考へてみたいと思ひます。

ここにも書いてあるわけでありまして、これも「社会の構成員が等しく豊かな生活を営むことが国民の福祉の向上につながるが、財政はその収入と支出を通じて、個人間の所得の格差を調整する働きをする。すなわち、収入面においては、累進

税率制度をとつて高所得者には重く、低所得者には軽い課税を行い、他方、歳出面においては、生活保護、年金、失業保険などの社会保険関係の給付を中心に低所得者に比較的多くの財政支出がふり向けられてゐる。後半の歳出の部分については、これはいま予算委員会でも本當にそういった部分に振り向けられてゐるかどうかを検討してゐるわけでありまして、要するに所得の再配分機能、これが税の中に一つの大きな役割りとしてあるわけですね。

特に今度のインフレの中でこの部分に私は非常に焦点を、税としては直接税、間接税、直接税の中にもいろいろありますけれども、特に所得の再配分機能、この部分にこのインフレ下における税制というものは大きな焦点を当てなければいけないというふうには考へるわけでありまして、この点についてはどういふふうにお考へになつていらつしやいますか。

○中橋政府委員 インフレの時代のもとにおきまして、いまおっしゃいますように、所得であれあるいは資産であれ、その再配分を果たす役割りというのをやはり税制は持つことは確かでございます。しかし、それを果たしますのは、冒頭に申しましたように、累進構造が一番効果があるわけでございます。累進構造が、その際にはやはり累進構造をつくりましたときの経済情勢、そのときに意図しました所得なり資産の再配分というものと、それからその後におきますところのインフレの進行と申しますか物価の上昇によりまして、その意図した再配分機能がその後どうなつておるかということも考へることも、特にこのインフレあるいは価格の上昇の場合には必要なわけでございます。と申しますのは、価格が上昇し、累進構造がそのままであれば、累進構造をつくつたとき以上に累進効果が働くわけでございます。それは実は本来意図しなかつた以上の累進効果を単なる価格の上昇という意味において果たすわけでございますから、確かに累進構造によつて所得、財産の再配分機能を働かさないわけにはなりませんけれども、

やはりそのときに意図した程度というものと、その後におきますところのインフレの進行、物価の上昇というものがそれとどのように変えるか、また前に考えましたときに比べて必要以上に過分に累進構造が働くという場合には、むしろインフレに対する調整の必要も出てくるわけでありま

○佐藤(観)委員 もう局長は先々の私の質問の前になるべく予防線を張っておこう張っておこうというので、どうも累進構造がインフレになれば上の所得の人には非常にきつてくるわけであ

で、その予防措置であるという観点で予防線を早くも張られておるわけでありますが、まだ私の質問はそこまで行っていないので、それはいずれお伺いするわけでありますが、私はインフレになればなるほど、さらに詳しくお伺いしますように、低所得者の人々、所得の少ない人々については、これは実質所得が維持できるように税においても配慮をしなければいけぬ。それと同時に、逆にインフレでもうけた人、この人についてはカットをして、このインフレ利得を国に還元してもらって、そしていま申しました低所得者の人々に還元をしていく、これがどの税においても税の持つてゐる、あるいは全体的な経済政策における税制の役割でなければならぬと思うわけでありま

そのインフレ利得が累進税率になつておりますから、インフレになればなるほどその累進税率がかなりきつてくるということも事実でございまいしょうが、それ以前の問題として、これだけインフレが進んで、もうけた人とインフレ弱者の人がいる、この際に、税の制度から言つて、もうけた人については吐き出してもらい、弱者については、もうけた人の分からいゆる所得の再配分機能を發揮してその穴埋めをしていく、これがこのインフレ下における税制の基本的なあり方であると私は思うわけでありま

○中橋政府委員 税制の持つ本来的な機能といたしまして、インフレのときにインフレによる利得者にはきつて、インフレによる被害者にはできる

だけの配慮をするということは基本的なことだと思ひます。

○佐藤(観)委員 そうしますと、このインフレでもうけた人は一体だれだろうか。つまり、資産の形態として、どういふ資産はインフレにも強かつたのだろうか。もうかつたのだろうか。これはどういふふうにお考えになつていますか。

○中橋政府委員 インフレのもとにおいて一番利益を得ますのは、債務者の地位に立ちやすい人、しかもそれを利用して実物資産を持ち得る人でありま

○佐藤(観)委員 そういうことになりますね。債務者の立場に立つて実物資産を持つ。ところが今度是非常に問題になつてくるわけでありま

したがって、全体的な税制のあり方としては、インフレ弱者、つまりもうけると申しますか、アーニングでなくなつた階層の人々をインフレ弱者と呼ぶならば、それに相対するインフレ利得を受けた人々、いま局長からお話がありましたように、債務者の立場に立ち、あるいは実物を持つてゐる、簡単に言えば土地家屋、こういった資産を持つてゐた人々のインフレ利得をカットして、そしてインフレ弱者に配分をする、これが本来現実的には、抽象論でなく現実の言葉を入れれば、これが今度の全体的な所得税法の改正、法人税法の改正、土地の譲渡所得の改正、利子配当所得の改正、それからここに出てくる相続税の改正、こういったものの税全体のあり方でなければならぬと私は思うわけでありま

かがでありますか。

○中橋政府委員 全体的な構想としてはそういうことを非常に重点に置かなければなりませんが、その際にもう一つ、先ほど来申し上げておりますように、インフレに対する調整ということも、所得税におきましても、相続税におきましても、あるいは酒税その他におきましてもまた必要なことは、今回の税制改正のものの方の一つであるわけでありま

○佐藤(観)委員 そこで、もう一つ私は注意をして見なければいけないと思うのでありますが、これは景気動向の問題とも非常にからんでくる問題でありま

○中橋政府委員 所得の伸びは、最近になりました。やはり高額所得階層の方の伸びがかなり伸びておるといふことになつています。

○佐藤(観)委員 そうですね。このインフレの中で、家計調査報告を見ても、第一位から第五分位に向かつて、第一位の伸びと第五分位の伸びとでは一倍半ぐらいの伸びの差があるわけですね。こうなつてきますと、低所得者の方はますます

す収入の伸びが少なくなつてくる。しかもその中で時間外手当がなくなる、あるいは臨時のいろいろな手当がなくなつてくる。第五分位の方は収入が伸びていく。このインフレの中でますます勤労者の人々の所得の格差が広がつてくるわけですね。

○中橋政府委員 その場合に、やはり先ほどおっしゃいましたインフレによつて利得を得るというそのやり方でございませうけれども、いまおっしゃつた一般的な所得という中には、いかなる所得分

○佐藤(観)委員 いまのインフレというのは、今後のインフレがどうなるかを見通すのは非常に興味があるし、非常に重要なことであるし、大

な問題であります。特に田中内閣以後のインフレというのは、戦後かつてないインフレになっているわけですね。この中で税制のあり方として、単に従来の累進税率というところだけで、果たして税制の面で弱者を救済し、インフレ利得を得た人々についてチェックをし、そして富の再配分を図ることが済むものとは私は思わないわけですね。

これはおそろしくあとの質問にあるということ、局長は累進税率を強く言われると思うわけでありまして、それからたとえば土地の譲渡所得等についても、累進税率がかなりきつくと働くように若干改正されたということも私は理解をするわけでありまして、これだけの戦後初めての大きなインフレの中で、それは自動的にビルトイン・スタビライザーが働くからそれでいいんだというふうには私は思わないわけですね。

この辺が、実は大蔵大臣にもお伺いをしたいと思うのですが、きわめて高度な政治的な判断の問題になると思ひますので、せつかく政務次官もお見えでございますからお伺いしたいのですが、全体的に今度はあまり所得税の減税もない、それから法人税もそれほど大筋において強化したということもない、それから逆の面で、先ほど言われたインフレに強い実物資産を持つていらつしやる方、あるいは巨額な貨幣的な資産を持つていらつしやる方、こういったインフレに強い人については強化をするというふうなことも、私はどうも今度の税制の改正全般を見てても、そういうふうな体系になつていない。そこは局長は、自動的に累進税率が働くからチェックができるんだという観点に立つていらつしやいますか、私は、これだけの異常なインフレの中で、それだけでは税の本来的な役割は十分でないのではないかと思うわけでありまして、そこで、高度の政治的な政策的な問題でありますので、政務次官の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○森(美)政府委員 今回の改正によりまして、相当累進構造の点も直しておりますので、相当効く

のじやないかと確信しております。
○佐藤(親)委員 どうも局長の答弁からちつとも出ないのでありますが、局長にもう一回改めてお伺いします。

先ほどの私の冒頭の質問のように、インフレの中でインフレ利得を得た者については、これをチェックし、そして税という形で国の財政に還元をしてもいい、それからインフレ弱者については、何らかの形の給付をし、そして富の再配分を図る、このインフレ下における税の本質であり役目である、こういうことの原則論については、私はお認めをいただいたと思うわけでありまして、

それでは、相続税法に限らず、所得税法、法人税法あるいは土地の譲渡、これは相続税特別措置法に入つてきますが、あるいは間接税の強化、こういうふうな今度の税法改正の全体を見てみて、果たしていま申し上げました税の持つてくる所得の再配分という機能、特にインフレ下ではますますそれをしなければならぬというこの事態に当たつて、今度の税制の改正というものは、たとえばこういうものはないかと思ひます。それから、確かにインフレ利得についてはチェックをし、インフレの弱者については、これは歳入の場合と歳出の場合がありまして、これは歳入の場合と歳出の場合があるインフレに対して税制としても十分な役割を果たしていかすというふうな税制の改正というものはあるだろうか。

あとでまた個々に討議しますから、あまり細かいことは要りませんが、全体の総枠として、今度の税制改正というのは、そういう意味で、このインフレの中で、インフレ利得に対してチェックをし、そしてインフレ弱者に対していろいろな形で、たとえば所得税の大幅減税をしたとするならば税の面で私は低所得者に対する所得の再配分を行う一つの具体的な例になると思ひますが、どうもそれもない。そうなりますと、今度の税制改正の中で全体的にどういう役目を果たしているだろうか、これについてはどういふふうにお考

えになつていますか。

○中橋政府委員 今日インフレ状態に対する今回の税制の態度でございますが、おっしゃいますような、インフレに立ち向かうと申しますか、それを抑制しようというふうな点としまして考えたこと、それからもう一つは、インフレに対していかに調整をするかという面と、二点実は今回の税制改正で考えたわけでございます。

インフレに対して立ち向かうといふ、あるいはこれを抑制する方便といふことでの例としましては、一つには所得税の減税というふうなことにございまして、今回新しい減税としてはかなり消極的な立場をとらざるを得なかつたといふこととございまして、もちろん、それには基本的に昨年度の大幅な減税の平年度化といふものが非常に大きいといふこともございまして、その程度でひとつがまんをしていただく、それがむしろインフレ抑制に非常に効果があるのではないかとこの基本的な態度でございます。

それから、法人税につきましても同様でございます。法人税にも若干の弾性的な要素がございまして、これもほとんど改正をいたしません。それから、みんながまんをしていただく。今回の税制をそのまゝ存続するということが、むしろインフレ抑制に非常に効くのだといふ基本的な態度でございます。

それから、現在の所得課税であれ財産課税であれ、総合的なものでございまして、一つ一つの所得の色合いを見ないわけでは強化をするといふようなことで、インフレについての利得がむしろそれによつて打撃を受けるようにするといふような観点を考えております。

それから、別途インフレに対する調整としまして、所得税におきましては、後ほどいろいろ御議論をいただきますけれども、いわゆる経済的な弱者に対する所得税のいろいろな配慮がございまして、けれども、そういうものについては普通の控除の引き上げよりは大幅に上げるといふことをいた

しております。
その他、いろいろインフレに対する調整措置としましては、相続税なり酒税なりといふものがございまして。

○佐藤(親)委員 どうも私が考えているような答えは出てこないわけでありまして。所得税の減税については、詳しくはまた所得税法のときに審議をするわけでありまして、ただ気になるのは、所得税の減税は若干はしているわけでありまして、しない方がむしろインフレ抑制になる、これはある意味では消費が抑えられるからという観点だと思ひますけれども、そういうふうな理解してよろしいですか。

○中橋政府委員 さようでございます。

○佐藤(親)委員 そうしますと、つまり所得税減税が働く所得階層といふのは、私はむしろ先ほどから論議をしてるインフレ弱者——ただいまのインフレ弱者という表現が余りにも狭いので私はもう少し広く使いたいのでありますけれども、インフレ弱者に属しているだろうと思ひます。というのは、たとえば昨年度一兆四千五百億の大型の所得税の減税をしたと言われますけれども、昨年度の三〇％の春闘で事実上増税になつていふことは、年末調整で取られるサラリーマンが非常に多かつたといふことでもわかると思ひます。このことはまた詳しくやるにしても、したがつて昨年の減税といふのは、事実上、実所得を伸ばすには至つていない、これは私は事実だと思ひます。

そういう面では、今度は広い意味でのインフレ弱者に対する所得税の減税といふものがむしろ行われなくて、所得税の減税を行わない方がインフレ抑制に効果があるのだという考えには私はどうも納得ができません。これは今度は相対する資産に対する課税の問題、相続税、贈与税あるいは土地の譲渡といった資産に対する課税と税の中での体系の問題だと思ひます。若干所得税の減税問題について触れておきたいと思ひます。この問題についてはもう少し数字を使つて

改めて所得税法のときに審議をしますので結構でございませうが、この一点だけちょっと片をつける意味で御答弁願いたいと思います。

○中樞政府委員 所得税につきまして、物価調整減税ということをご考慮するわけでございませうけれども、そういう観点から申しますと、恐らくそれは極端な考え方を突き詰めますと、インデックスの導入ということになります。インデクセーションの導入ということになりますと、課税最低限を物価に比準いたしまして引き上げると同時に、累進税率の構造を同じように緩和しなければならぬのでございませう。しかし、それをやらないということは、逆に申せばそれだけ累進構造というものはきつくなるわけです。それをやらないということは今回の税制の一つの根幹でございまして、みんながまんをしないでいくが、一番がまんをしていただかなければならぬのはより高額の所得者でございませう。ついでこの間までの高い累進構造というのを名目が上がったものにつきましても甘受しなければならぬというところは、私はインフレに向かって立ち向かう、がまんをしなければならぬ、所得税制のことしの態度のあらわれであらうと思っております。

○佐藤(親)委員 所得税の問題をまた改めて詳しく伺いますが、先ほど土地の譲渡について強化がされた、確かに税法上は強化をされたのでありますけれども、私は一言言わせておいていただければ、遅過ぎるのじゃないかと思うのです。ただでさえも不動産屋さんはばたばた倒れていく。これは田中インフレの中で私は少し土地が動き過ぎたと思うわけでありませうから、そういう面ではそのこと自体はいいのでありますけれども、しかし、いまさら強化をしても、もう売れなくなつて、売ろうと思っても売れないという土地がずいぶんあるぐらいでありますから、土地の譲渡所得の課税を強化したということは、私が冒頭にお伺いをしましたようなこの異常なインフレ下における税制のあり方、税の持つ富の再配分機能の強化という意味で、いま局長は一つのプラスの面として

て働くように言われましたが、私はもうすでにこれは時期を失してしまつては強化策ではないかと思うわけでありませう。

これは一言言わせておいていただきますが、そこでの線に沿つていくならば、やはりインフレ利得を得た者についてはチェックをしていく、これが昨年の超過利得税。こういった形はインフレ利得に対する税の働きとしての一つのあり方だと私は思うわけですが、超過利得とものは違ひますけれども、先ほどお話ししましたような唯一の資産課税、片方では民社党さんは富裕税という話をずいぶん前、二、三年前からこの大蔵委員会でもしているわけでありませうけれども、そういった意味で、片方では低率ではあるけれども、ある程度時間をかけて富裕税というものを創設したかどうか、このインフレの中で資産を持つている者、あるいは有価証券を持つている者、あるいは貨幣資産を持つている者に対してかけるべきであるという議論がある。

そうしてその中で、富裕税は新たな創設でありますけれども、相続税というのはそういう意味での資産にかけられる唯一の課税であるわけですね。その場合に、実体的にはあとから詳しくお伺いしますけれども、実物資産、特に土地の財産が非常に多い、あるいは貨幣の資産、残りは貨幣の資産ということになると思ひますけれども、そういうことを考えてみますと、先ほどお伺いしましたように、土地というものはインフレに対して非常に強いものであつた、価値が下落しないものであつたわけですね。そのものに對して今度の相続税法が全体的に課税最低限を上げるといふ形で緩和をされていく。その緩和の中身についてはさらに詳しくお伺いしますが、全体的には緩和をされていくということ、私は、このインフレ下における税制の基本的なあり方としては逆行ではないだらうか。

○お答えは、いや、それはインフレ利得の問題もありませんが、インフレに対するバランスと申ししま

すか超過累進税率が働き過ぎるということもあるの、というお答えになつてと思ひますけれども、私は全体の税のあり方としては、相続税法の緩和と考えるわけでありませう。その点についてはいかがお考えでございませうか。

○中樞政府委員 おつしやるのとおり、私も今回お願いをいたしております相続税の改正は、異常な物価上昇あるいは地価の上昇に對するたための調整措置であるというふうにもつぱら考へております。おつしやいますように、インフレ利得という問題を税制上問題にしなければならぬというこの際、そういった方向を考えなければならぬといふことは重々私も思つておりますが、いまたとえばその一つの施策として、富裕税というお話が出ました。私も富裕税といふものは検討に値する重大な問題と思つておりますけれども、むしろそこで考えなければならぬものは、私は富裕税といふものは、資産性の所得とそれからそれ以外のもの、つまり労働性の所得と申しますか、そういうものとの所得税の問題として実は把握をすべきでないかというふうに思つております。

と申しますのは、わが国においてかつて富裕税を設けましたときには、あるいはまた現在富裕税を取つておりますドイツの例を見ましても、その際にはやはり所得税の最高税率といふものと、その兼ね合いがございませう。ということは、結局富裕税をつくらば富裕税でもつて取る。いわゆる所得の高い階級については、所得税で取る部分もありませうけれども、富裕税で補充的に取る部分もあるということ、富裕税の創設と所得税の税率との調整ということとは必ず行われるわけではございませう。

したがつて、私は、おつしやいますように、インフレの利得ということになれば、一般的な富裕税というふうな問題よりは、やはり個別のそういった分類の所得税あるいは分類的な財産税といふことになつたら一番御理解がいただけると思ひます。と申しますのは、相続税であれ富裕税であ

れ、その財産構成を見てみますと、確かにおつしやられるように、現在は土地が一番ウエイトが高うございませうけれども、あるいは場合によれば、非常にインフレに弱い預金で持つておる場合もかなりあるわけではございませう。そういうものについての分別が一つできない、統一的に処理しなければならぬところに、やはり相続税なり富裕税の問題があるということもあわせてお考え願ひたいのでございませう。

そういう観点から申しまして、相続税というのは、むしろ現在までの状況は、たとえ七割が土地をもつて資産を構成しておるから、本来これをな強化すべきであるという御意見も確かにあり得ると思ひます。しかし、その強化をするのを、たとえば四十一年に考えました累進構造をそのまま、その程度に考えるのはいかぬ、その後におきますところの地価の上昇なり物価の上昇で、その当時考へていなかつたほどの累進構造をなお今日以後も、むしろそれを強くそのまゝの形で期待した方がいのかという問題になりますれば、私はやはりある段階、ある期間が経過いたしましたれば、後者の観点というものが取り入れなければならぬのではないかと、今回の相続税の改正をお願いいたしております。

○佐藤(親)委員 富裕税の問題は、言葉で富裕税と言っても、実体的にどういふふうにするかということとは非常にむずかしい問題でございまして、ただ私がいま富裕税と言つたのは、そういう議論もかなり前からあるインフレ下の状況の中で、現実にある相続税のあり方としてはどうだらうかということ、富裕税について私もそれ以上深く立ち入るつもりはないわけでありませう。

相続税といふものは、とにかく富の過度の集中を防ぐという性格を一番端的にあらわしたものである。対象人口は非常に少ないわけでありませうけれども、税の持つてゐる一つの役目である資産の再配分といった意味の非常に端的にあらわれた性格を持つてゐるのが相続税だと私は理解をしてゐるわけですから、その意味において、インフレでます

ます勤労性所得の方は、ほとんど財産というほどのものもつくれない。ところが、資産性の所得の場合には、それがますます価値が高くなってくる。その際に、資産性所得の方は優に引き継げらる。そういった相続税法の改正というのは、確かにインフレ調整だと言われますけれども、やはりいまのインフレ下における税全体のあり方としては逆行ではないかなというふうに思うわけであり
ます。

それは局長の答弁では、いや、実体、中身としてはむしろインフレの調整なんだと言われているわけで、この問題、いつまでやっていてもそのことと自体は私は変わらないと思うので、少し税の中身に入っていきたいと思うわけであります。

今度の相続税の改正で一番問題になるのは、一つは課税最低限の引き上げの問題だと思ふので、す。私たちは所得税法のとせいは、課税最低限の引き上げをせい引き上げをせいと言いますが、相続税のほうは、基本的には私は逆だと思つてゐるわけであります。それで、今度は基礎控除が六十万から二千万になる。これも恐らく局長の答弁では、物価調整です、つまり四十年度の基準ベースに戻すだけだすということになると思ふのでありますけれども、最も大事な基礎控除が六十万から二千万になる。つまり逆に言えば、二千万以下の遺産については相続税は一銭もかからぬということについて、どういう理由なんだ、その点をまづお伺いしたい。

○中橋政府委員　御指摘のように、私は、相続税はやはり富の集中にある段階において排除する、財産の再分配を図るといふ税金だろうと思つております。ただ、一体どの程度の人にそういうことをやらなければならないのかというのは、やはりそのときそのときの国民の所得の状況、資産の状況から判断をしなければならぬのではないかと思ひます。

たとえば、私どもはいまごく最近におきます基準年次と考へておりますのが昭和四十一年、このときに最近においては一番大きな改正が行われま

したが、昭和四十一年において、大体毎年死ぬ方は七十万人くらいの人間になっておりますけれども、相続税を課税される遺産を持っていった人というのは一・四％でございました。それが逐次その後二、三回課税最低限の引き上げは行われましたけれども、ほとんどその後におけるいろいろな価格の上昇を反映し切れませんで、昭和四十八年、現在の課税最低限が設けられた年でございすけれども、そのときにはこの一・四人という率が四・二人になっております。

もちろんわれわれも、一・四人という数字が、たとえ四十一一年を基準と考えましても、その後の状況から見まして絶対に守らなければならないよゝうな数字とは思つておりません。だんだん国民の富が上がつてまいりますれば、この数字が上がるのは当然でございますし、またアメリカであれ、イギリスであれ、ヨーロッパの諸国であれ、そういう数字を仮にとつてみましてもかなり高いところにごいますから、だんだんわが国も幸いにしつて国民の富が上があれば、これも上がつていつていいのだらうと思ひます。

しかし、たとえばこの七年間に一・四から四・二に上がつてきたということは、国民の富が非常な異常な上昇というのがあつて力があると私は思つております。これをそのまま現行法を続けますと、五十年度においては約五・〇程度になるといふ見込みがございます。正確に申しますと四・九程度になるといふ見込みでございます。

そこで、今回の改正では、被相続人に着目いたしましての課税人員というものをある程度の数字にするのが現状から申して適當ではないかということ、まず、課税最低限の問題を考えたわけでございます。

この場合やはり一番基本になりますのは、いまの相続税の課税対象の七割を占めておるのが土地でございますから、土地の価格は一体どの程度四、十一年から伸びてきておるのかと申しますと、宅地価格指数で約四倍、正確に申しますと三九

六・二％に四十九年度でなっております。あるいはまた、国民所得の一人当たりの金額で見ましても三三九・六％ということになっております。そういうふうには大体四倍をこの際の目標にいたせば、先ほど私が申しましたようないわゆる課税人員割合というものも適当な線に來るのではないかと、いうことで、あの四十一年當時の課税最低限、**（偶々）**者と相続人四人で一千万円というのを、今度五十年度における改正では四千万円にしていたが、こうということでもって充足をしたわけでございます。

そういうことによりまして、先ほど申しました現行法のもとにおきまして課税をされる死亡者の率が四・九から二・八程度に下がる。大体このくらいの率が、ヨーロッパの国のその同じような数字に比べてみてそんなに不当なものでもないというようなことから、この課税最低限をとらせていただくことにいたしましたわけでございます。

○佐藤(親)委員　その課税される被相続人の人数の問題でありますけれども、いまの御説明ですと、要するに四十一年度の大体の死亡者数の比率を一応基準に置いてゐる。そしてその数字の比率自体はさしたる特別の意味はないけれども、一応その基準に戻したい。現実には二・八でありますからまだ戻ってゐないわけでありますけれども、戻したいということですが、四十一年の死亡者数に対して被相続人が約九千人という数字、これは一体どういふふうに考えたらいいんだらう。

うのは一体どういふことになるのだろうかという
ことが私にはよくわからぬわけですが……。

C中樞政府委員 私は、先ほど昭和四十一年當時
 のいわゆる被相続人で申しました課税割合一・四
 に返すのを目録にいたしておると申し上げたわけ
 ではございません。だんだん国富がふえてくれば
 当然上がつてしかるべきものだと思いますし、今
 回二・八に幸いになりましたとしまして、またその
 率はますます富がふえるにつれてヨーロッパ並み
 にふえるのだらうと思っております。

それと、昭和四十一年當時に一体どういふような事情であつたのかといふことでございますが、これもいろいろな数字のとり方がございますけれども、およそあのときの相続人が配偶者を含めまして五人で一千万円で、ますますこの程度の人は、不幸亡くなつたとしまして、相続人については相続税がかからない程度といふのを考えたわけでございます。いろいろな地域をとりまして、このくらいのお宅地と、その上にこのくらいの家を持つておる、ごく通常のサラリーマンがある程度の年齢に達して持つておる、それも地域によつて非常に異なります。東京都内であれば一番高いわけでございますけれども、そういうようなものが、一体どの程度課税されないであろうかといふようなものを基準にいたしまして、この程度の方課税限度であれば相続税としてもほどの線ではないかといふのが、当時の四十一年度の線であつたと思つております。

それを大體基準にいたしまして今回やるわけでございますけれども、たとえば住宅地のほかに建物物を三十坪持っておりまして、あるいは平均的な数字から推定をいたしまして、宅地、建物以外の資産をどれほど持つておるが、その場合に一住どれくらゐの宅地が今回の課税最低限で相続税がかからない程度であるかというようなものを勘案いたしましたして、地域的に、東京都内におきましてもある程度の面積の宅地を持つておりまして、今回の改正であれば課税にならないであらうといううような線を見出したわけでございます。

○佐藤(親)委員　そこで、それに続いて、基礎控除が二千万に、相続人が五人、奥さんと子供四人としますと、四千万の控除が働くわけですね。

〔委員長退席、村山(達)委員長代理着席〕
そうすると、一般的に考えて、四千万という遺産としてかなり高いのじゃないか。いま一番近い統計となると四十八年になると思うのでありますけれども、果たして現状で、四千万の遺産を引き継ぐ人というのは一体どのくらいいるのだろうか。相続税を払う人というのは、いままでですと大体三万人と言われているわけでありましてけれども、三万人の中で四千万以上の人々というのはどのくらいの割合を占めているのだろうか、少しその辺の実態をお知らせをいただかないと、奥さんと子供四人で四千万までの遺産には一銭も税金がかかりませんということになると、どうもわれわれ貧乏人としては、少し額が大き過ぎないかというところを感じるわけでありまして、いまの四十八年における総遺産の実態はどういうふうになっておりますか。

○中橋政府委員　四十八年度の数字でございますが、ちょうど四千万円というところの数字を持っておりますので、申しわけございません。五千万円以下で申しまして、課税を受けました人の割合で申しますと、七一・八%の人は五千万円以下でございます。それから三千万円以下の人で申しますとその数字は四八・〇%でございますので、四千万円以下ということになりますとこの真ん中辺よりちょっと上ぐらいのところになるのではないかと思います。

○佐藤(親)委員　そうすると、五千万円以下の人が相続税を納める人の大体七割であるという実態になっていくわけですね。その中で、いわゆる今度の改正の中には、土地の値上がりというものが非常に高いために、局長の言葉をかりれば、インフレ調整の相続税減税ということになるわけでありまして、遺産の額別に土地の占めている割合、これは何か数字がありますか。

に占めます種類で、たとえば土地がどれくらい占めておるのかという数字は現在とっておりません。ただ総じて言えますことは、何と申しまして相続税は執行面のむずかしさもございまして、不動産を把握いたしておるのが相当部分でございまして。

それからまた、土地の価格が非常に上がっておりますということから、相続財産、課税しておりますものの財産で申しまして約七割は土地でございまして、やはり大体この七割というのは、財産の階級別に見ましてもそんなに違っていないのではないかとはいふふうに思われます。

○佐藤(親)委員　また少し話をもとへ戻るのですが、平均して遺産の中の七割が土地であるというふうに理解をして、そうしますと、インフレでだんだん土地が上がってくる。インフレで上がるといふ言い方は余り正確じゃないかもしれませんが、土地の値段が上がってくる。これは旧来から持っていた人、つまりインフレになるから土地が上がるぞといって買った人じゃなくて、意図せずして昔から土地を持っていた人でも、それだけ自分の資産はふえたことになるわけですね。それから土地が値上がりするぞといって買った人々、この人々も事実その目標どおり土地の値段が上がっていった。

そうすると、どちらにしてみても、前者の意図しないですと古くから持っていた人について、これはインフレによって土地の値段が上がってきたわけでありまして、自分は何もせずにインフレのために土地の評価が上がってきた。それからインフレをうまく利用しようと思って買った人、これもうまく利用できたわけでありましてね。ですから、そういう面では、いずれにしても遺産の額が上がってきたというのには、どちらの場合をとってみても、これは要するにインフレの恩恵を受けたやはりインフレ利得——利得と言っても悪い意味での利得じゃなくて、インフレによつて額はとにかく上がってきた、あるいは不労所得だということとは言えるのじゃないかと私は思うので

す。

そういうことから考えてみますと、冒頭の話にまた戻るわけでありまして、調整というよりなことではなく、やはりそれなりに高い土地、高く評価される家屋に住むように、インフレの恩恵と言ふと変な言い方ではありますが、若干なりともそういう意味でのインフレによる利便と申しまして、利便と言ふのもおかしいですが、まあ利便という言葉を使えば、インフレ利得を得てきたわけでありまして、冒頭にお伺いしましたように、これはやはりむしろチェックをすべきじゃないか。

ただ、チェックをする場合に、なお一層相続税を強化する必要があるかないか。これはまた少し話は別だと思つておりますが、いまこういふ状況の中で土地が上がってきた、土地が七割遺産の中で占めるという状況の中で、インフレで土地が上がってきたのに、そのインフレ利得に対して追認をするような形の減税というのは、政策的に決して好ましいこととは私は思わないわけでありまして。しかも、その人数が三百万人も出てきた、それでとても税務署がかなわぬというので若干減らそうというならまだわかりませんが、最大ふえても三百万人ですね。三百万人でありまして、評価の問題ではいろいろむずかしい問題はありますが、取り扱いとしてそんなに手に負えないような、税務署の職員の方は大体五万人でありますから、三百万の方が相続税を届け出てもそう困るような数字にならぬわけでありまして、あえてこの際、冒頭に申し上げましたような意味も含めて、相続税のこういう意味での減税はする必要がないんじゃないかと私は思ふわけでありまして。大体いままでの答弁でお話が出てきています。大体いままでの点について再度お伺いをしたいと思ふわけでありまして。

○中橋政府委員　おっしゃいますように、同じ五千万円なら五千万円の財産を、土地で持っておった人と預金で持っておった人は、たとえば四十二年から見まして損得は半分違つておると思ふます。しかし、土地を評価として五千万円いふ持っ

ておる人は、かつては非常に安い時代に買ったもの、あるいは親から相続をしたものでありますから、その金銭評価額だけで見ますれば非常に利得を得たように思ひますけれども、また一面、考えようによっては、仮にその土地を売ったとしても、同じところの土地はそれ以上買えないわけでございます。みんな同じように上がつておるわけでございますから、それによつて、その土地を持っておるということで非常に利益を得たというわけにはまいりませんで、むしろそれを売ったときに、金銭にかえましたときに、預金の形で持っておった人と比べれば非常に有利であるから、その所得についてはもっと重課をしていいのではないかと考えはわかつて来ますが、単に持っておるという財産を課税標準にします場合に、富裕税という財産を課税標準にします場合に、より強く分別して考えなければならぬものであるかどうかという点につきましては、私はやはり疑問に思ふわけでございます。

しかも、そのときに、ある程度の方が自分の住んでおった土地として、あるいはその上に家屋として所有しておりまして、それが相続財産となるときに、常にやはり相続税を納めて、その部分を縮小しなければならぬかというのとは程度の問題でございます。

そうしますと、やはり冒頭に申し上げましたように、財産の再分配というのを一体どの程度のところやらなければならぬのか。それは全部やれという御意見ももちろんございまして、しかし、相続税の性格から言ひまして、やはりある程度の数字、いまで申せば、百人亡くなった中では三人程度ぐらいというのが一番いい数字ではないかというふうに私は思ひます。

○佐藤(親)委員　大体私の質問の冒頭から累進税率の話がちゃんと防波堤になつていますので、いまの質問をずっと続けていっても答えは一緒だと思ふのであります。もう一つお伺いしたいのは、妻の座の優遇の問題であります。

一般的に妻の座の優遇の問題については、私た

ちも長年主張してきたことでございますし、相続税の改正のときに、その都度、もう少し優遇の仕方があるのではないかとこのことを言ってきたことは事実であります。議事録を調べてみれば十分おわかりのように事実であります。

しかし、今回のように全く青天井にしていけないということになると、これは私は少し問題ではないだろうか、若干疑問を差しはさざるを得ないわけでありまして。今回の改正で、つまり法定相続のうち相続分に当たる三分の一の相続ならば、幾らの額でも税金はかかりません、三十億の遺産を引き継ぐというような人が出て、そしてその三分の一の十億の遺産を配偶者が引き継いだ場合には、この場合も一銭も税金がかからぬわけですね。これは幾ら妻の座優遇といつても、少し私は変な意味で大蔵省は思い切りが過ぎたのではないだろうか、こういうふうに思うわけでありまして、この点についてはどういふふうにお考えになつて法定相続分の三分の一についてはまるまる非課税にしようとお考えになつたのか。

私たちも、配偶者の場合には、通常の場合、主人が亡くなって遺産を継ぎ、奥さんはまた何年か生きて同世代間の相続はその次の今度は下の相続に、縦の相続に、いずれ奥さんが死んだ場合にはもう一回相続税がかかるわけでありまして、その面で二重課税になるのじゃないかということ、緩和をするということについては反対ではないわけでありまして、しかし幾らあつてもまるまる三分の一法定相続分については非課税である、これは私は、ちょっと行き過ぎではないだろうか、これだけ富の再配分が叫ばれ、あるいは資産所得に対して、いま質問したようにいろいろ問題になつておるときに、ちょっと行き過ぎではないだろうかと思つておりますが、これはどういふ観点からお考えになつたのか。

○中橋政府委員 いわゆる配偶者に対しては相続税の配慮といふこともかなり長い間いろいろ御議論がございました。また相続税制を見てみましても、その間いろいろ考え方が出ております。

いまから十六、七年前に初めてそういうことを導入いたしましたときには、配偶者の相続分に応じてその二分の一の税額を軽減するという制度を導入いたしました。それからいまだ十年足らず前にやりましたときには、法定相続分と三千万円の限度というのを兼ね合わせながらやつたこともございました。しかし、四十六年でございまして、そういう法定相続分ということよりはむしろ三千万円という限度でもつてやつたらいけないかというところでやつたわけでございますが、確かにそれまでの考え方は、大部分はおつしやいますように配偶者、特に妻に対する相続税の配慮として行つた場合にも、ある程度の限度を設けてきたことは事実でございます。

私もが今回のような改正案を考えましたのは、思い切り過ぎたというおしかりを受けましたけれども、そのものの性格をいたしまして、配偶者の相続税について配慮をいたしますのはなぜかということをおしやしますと、一つには、すでに御指摘のように、同じ世代間におきます相続という問題でございます。本来相続税は、いかなる経路を経てもその財産がある一人のところに到達するにおきますところの負担が常に等しいというのが、一番理想的であろうとかねがね私は思つております。しかし、それをやりましたためには非常にむずかしい計算が必要でございます。それはなかなか実行しがたいものでございます。そういったしますと、私は、特に妻と申しますか配偶者という特別の地位にある人の間における相続といふのは、かなり思い切つてそういう面の配慮を加えていいのではないかと気がいたしました。

それからもう一つ配偶者の相続について配慮をいたしましたゆゑは、やはり配偶者がその財産を維持する、あるいはふやすということにつきまして相当の貢献をしてきた、その貢献についても配慮をしていふのではないかとしようなことを考えざるを得ないわけでございます。

そういった同世代間の相続あるいは配偶者の貢献に対する配慮ということをお考えしました場合に

は、いまだ考えてきましたような数字の限度をもつて、一体どこで切つたらいいのかわからないか、あるいは、今回それをさらに四千万円に引き上げることをお願いいたしておりますけれども、四千万円がよろしいか、一億がよろしいかということになってまいりますと、それはもう程度の問題になってまいります。

したがしまして、今回の改正におきましては、むしろ先ほど申しました二つの考え方を徹底いたしまして、思い切つて妻の相続分について相当な配慮を加える。ただその場合には、残念ながら、まだわが国におきますところの夫婦間におきます財産制度と申しますか、そういうものを、びつたりとこれに持つていくわけにもまいりません。そういうことも配慮し、およそ普通の家族構成の場合におきますところの配偶者の法定相続分といふのを頭に置きまして、金額の限度は設けないうということに踏み切つてお願いをしておるわけでございます。

○佐藤(銀)委員 財産といふものが配偶者あつて初めてできたことであるという評価、このこと自体は原理的には私は正しいと思うのです。ただ、いま私の論ずる観点として、余り高額なものを優遇することはないじゃないか、特にインフレの中でますますそうじゃないか。それに対して、それなりに税制の中に累進税率が働きますということが一つあるわけでありまして、今度の場合には、この配偶者の法定相続分の非課税というものについては、これは当然のことながら、非課税でありますから、累進税率だつても全然全然働かぬわけですね。

したがって、四十八年度の遺産総額の実態を見ても、先ほどの残りの約二八%の人々といふのは、遺産総額が五千万以上ということになるわけですね。それ以上の非常に限られた人々については、全く配偶者については税金がかからなくなるといふことになりまして、非常に高額な人、全

つてくるということですね。

だから、確かに妻の貢献をここで認めるということは大事でありますけれども、今度は非課税でありますから、累進税率が全然働かぬわけでありまして、非常に限られた、いま三万人の人の話で五千万以上遺産を引き継ぐ人はその二八%。そうすると、五千万を区切りとした場合のその三分の一の部分といふのはまるまる税金がかからなくなつてくる、たとえば三十億あつても十億については税金がかからぬということになりますと、この恩恵を受ける人といふのは、遺産が高ければ高いほど額としては非常に大きく働いてくる。これは非常に限られた人に非常に恩恵がかかつていく。

これはいまの税制の中で、税のあり方として、私は、妻の貢献を認めることは結構だけれども、おのずとそれにもある程度限度が必要じゃないかと思つております。その点についてはいかがでございますか。非常に一部のの人に非常に強この恩恵が働くんではないだろうか。

○中橋政府委員 先ほど申しました五千万円の遺産で区切りまして、上の方は二八%程度と申しましたが、その場合に課税最低限四千万円と申しますのは、配偶者と子供四人が相続人の場合でございますから、仮に配偶者だけが相続人の場合もございまして、子供さんがもう少し少ないという場合もございまして、そういう人たちにはもつと課税最低限が低くなりますから、必ずしもその二八%だけの人がその恩恵を受けるというわけではございません。

しかし、いづれにいたしましても限度はございませぬから、今回の改正によりまして、この改正なかりせば納めたであろう配偶者の相続税はゼロになりますので、その分は確かに軽減になります。しかし、その場合にも、現在の相続税の計算の仕組みは、配偶者その他の相続人の納めるべき総税額といふのを一たん出しますから、その場合には配偶者以外の相続人の相続税負担といふのは、配偶者の税金がゼロになることによつて、そ

の累進税の効果が削られるということはないわけ
でございます。

それから、これはもう先ほど御指摘のとおりで
ございますから十分おわかりのことなんです、
仮に上方の財産が三分の一配偶者に相続をされ
まして、その税金がそのときには納めないうとい
うことになりましたとしても、やがてまた次の相続
のときにはそれ相応の相続税というものは納め
るわけでございますので、全部そのまま永遠に税金
がかからないということでもございせんから、
やはりその場合には私どもは妻に対する配偶、配
偶者に対する配偶ということから申せば、そうい
うことで配偶者に相続財産が行くということによ
って、また配偶者が潤いを得るということの方が
むしろ望ましいのではないかとこのように思っ
ております。

○佐藤(鑑)委員 私どもあの二八〇という数字を使
ったのは、その人だけが別に恩恵を受けるという
わけではございませんが、要するに、いわゆる相続
税を払わなければいけないほどの遺産を持った人
のざつと四分の一、つまり高額の遺産になればな
るほど、たとえば五千万で切つてみれば約二八〇
の人々、四分の一というきわめて少ない人々、し
かも三万人を対象としての話をしていくわけでは
ありません、きわめて少ない人々に、しかも多ければ多
いほどそれが非常に効いてくるというところは、妻
の座を守るという意味では私は認めないわけでは
ありませんが、しかし全く限られた人数に非常に
この恩恵が効いてくるではないか。

それはいま局長が言われたように、また私も申
しましたように、妻ということに限れば、奥さん
が亡くなったときには、これはもう一度相続税が
かかるわけでありまして、その面では確かにそれ
のことは認めますが、しかし全く青天井にしてし
まうということについては、やはりこれは庶民感
情から言つて合わないのではないだろうか。本
当に妻の座を守るというのなら、私は本来なら
ばこれは所得税で配偶者控除という形で守るのが
本筋ではないか——本筋というか、そこまで妻の

座というものを認めるのであつたらば、所得税
の配偶者控除でももう少し考えるべきではないだ
ろうか。妻の座を税制上守るというのだったら
ば、本来的にはもっと長い期間の所得税の問題で
考えるべきではないだろうかと思つてあります。
それとの関連については、局長はどういうふ
うにお考えになりますか。

○中橋政府委員 確かに所得税につきましても、
私は民法の夫婦の財産制度というものが今日の姿
と變つてまいりますれば、そういうことの制度
をとつております国の例にならう必要もあるか
と思ひますけれども、今日のような財産制度であ
る限りにおきましては、やはり基礎控除と同額の
配偶者控除ということをやつてまいるのが、やは
り所得税におきましては配偶者に対する配偶のき
りぎりではないかと思ひます。

○佐藤(鑑)委員 確かに根本には民法の七百六十
二条のいわゆる夫婦の別産主義に事は起因をして
いるわけでありまして、しかし、相続税の
いまの現状では、少なくとも四十九年度では納める
人は三万人、それにお子さんたちがついてくる
と、実際に納める形になるのは人数がふえますけ
れども、いわゆる課税上の相続人というものは三万
人と考える。その中の非常に高額の遺産を受け
るというものは、妻の座というものが高く認められ
るというの、妻の座というものはこれはもう全
般的なものでありますから、いわゆる世帯全部に
わたるものに關連する妻の座を税制上守るとい
うことから考えると、全く限られた人々だけの妻の座
を守ることにするのはないだろうか。

したがつて、もし本當に大蔵省の方で妻の座を
税制上守るといふならば、もっと広い範囲にわた
るところの所得税法で本来解決すべきものであ
る。本来という若干言葉は強過ぎますけれども、
も、私どもも妻の座を税制上守るということとは相
続税の中でも主張してきたわけでありまして、
そのこと自体は原則としていいわけでありま
すが、このように青天井にしてしまつと、私はちよ
つと賛成しかねる。きわめて人数が限られた、し

かも所得が多ければ多いほど優遇される度合いが
非常に高くなつてくるというあり方というのは、
妻の座を守るという言葉で金持ちを守るという形
になつてしまふだろう。

そこで、本来ならばやはり所得税で基礎控除以
上に何らかの手を考へることが本筋じゃないだ
ろうか。私は所得税においてそれをもつと本筋は延
長して、相続税におけるこの部分、上の方はある
程度カットをして、上限なら上限を設けて、その
分だけやはり所得税で考へるのが本筋じゃないだ
ろうかと思ふのです。

とにかく、長い長い議論の中で妻の座を税制上
守るといふことが進んできたことは事実です。進
んできたことは事実ですが、ここまで行つてしま
うと、さらにもう少し精査をして、全くこれだけ
限られた人のためだけに青天井にしてしまつてい
いものかということについては疑問がある。

そこで、いま局長は、所得税法の基礎控除と同
額にするのが限度でありまうかと思ふのですが、
その点について再度お伺いをしたいと思います。
ね。つまり、所得税法の中でどうして基礎控除と
同額でなければいけないのか。もし妻の座を相続
税法上守るといふことならば、これは本来的にも
う一步発想を転換して、あるいは前進をさせて、
所得税の中でももう少し考へるべきことではない
だろうか、こう思ふわけでありまして、その点に
ついて再度お伺いをしたいと思います。

○中橋政府委員 所得税におきまして配偶者の地
位をどの程度に配慮するかという問題、これも逐
次所得税で私は前進をしてきたものだと思つてお
ります。基礎控除とあの当時の配偶者控除を設け
ましたときには、本来でございまして、基礎的な
生計費が一体一人のときには幾らかかるであらう
か、奥さんをもつて二人世帯になつたときには
幾らかかるであらうかというものをメルクマール
にして設定すべきものであつたわけではございま
す。

したがいまして、二人世帯になりましたなら
ば、基礎控除の金額よりは少なくて済む配偶者控

除の金額というのが理屈の上では出てくるわけ
でございますけれども、そこを今日の所得税におき
ましては、むしろ基礎控除と同じであるというこ
とにいたしましたし、もう扶養控除もその線まで
到達をいたしましたから、そういう控除の面にお
きまして配偶者をさらに基礎控除よりも多くする
ことによつて配慮をするということは、実はなか
なかならずかしいのではないかとこのように思つ
ております。

○佐藤(鑑)委員 もう時間ももうどうも来ましたの
で終わりますが、要するに、この問題について私
の言いたいのは、妻の座を税制上守るというけ
れども、その守られる人というものは非常に限ら
れた人であつて、しかもその限られた人というの
は遺産が多ければ多いほど税制上守られる度合いが多
い、要するに金持ちの奥さんであればあるほど守
られるという形になるというの、これはどうも
好ましいことではないというふうに私は思つてい
ております。

これは同僚議員からまだいろいろと御質問
があるかと思ひますので、私の質問はこれで終
えておきます。

○村山(達)委員長代理 小林政子君。

○小林(政)委員 まず最初に、入場税の問題につ
いてお伺いをいたしたいと思ひます。

今回、入場税の改正によつて一応映画、演劇
など免税点を引き上げる、こういう措置がとられ
たわけですが、このことは、文化、芸術等に
対してさまざまな団体が多年にわたつて非常に
熱心に運動を続けてこられたことが一応ある程度
一歩前進をしたというふうに言えると思ひます。
し、私どもも何回かこの入場税問題については委
員会の中でも、本来文化、芸術等に対して課税の
対象とすべきではないのではないか、こういう角
度からいろいろとこの廃止ということについても
取り組みを進めてまいりましたけれども、今回の
措置は一歩前進をしたということが言えるとい
ふふうに考へております。

ひとつお伺いをいたしたいのは、このような文

化とかあるいは芸術という問題に対して、課税の対象としてこれを見ているわけですが、民間の自主的な文化運動あるいは芸術運動というものは、自主的な運動をどう発展させていくべきなのか、あるいはまた、課税という問題とこの問題とは一体どういう関係に位置づけられているのか、こういう点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○中橋政府委員 もろもろの民間の文化活動が自主的に進められることは、私どもも結構なことだと思つております。ただ、税金の面から申しますと、結構なことはいくらもたくさんあるわけですが、そういうことについて、たとえば仮に利益が出たときにそれに課税するのはいいかどうか、あるいはそれに参加するについて何らかの負担をしますときに、それについて税金の負担をあわせてやっていた方がいいのかどうかというの、また別の観点だろうと思ひます。

そういうことから言いますと、非常に結構な文化活動が行われて、たとえばそこへの参加をするために負担をなさるある種の負担金というものがありまして、それについて負担金を認めて課税をするということは、税金の立場から言えばまた無理からぬことだと思つております。

しかもそれは、確かに従来いろいろ御議論がございましたが、ほとんど全面的に課税をするのはいいか、あるいは今回のように他のサービス課税の例にならぬように、相当部分のところは非課税の分野に置くということでもって対処するのがいいのかというところは、これはもちろんその時々税制からの考え方でございます。

確かに昭和十三年以来のこういったサービス課税の動きを見ても、入場税についてはその課税分野の維持というのが長きにわたつておつたということは確かでございます。いろいろ御議論があつたことも参酌しまして、今回思い切つて免税点を大幅に引き上げるといふ形で、大部分

の課税を除外するという措置を講じたわけでございます。

○小林(政)委員 私はやはり文化とか芸術、芸能というものは、人間の、特に青少年にとつては欠かすことのできない非常に重要なものであるし、また成人にとつても、この問題は非常に重要な性格を持つてゐるというふうに思つております。しかし、いまおつしやられたように、職業調達というふうな発想の中から入場税が当時発足をしたいたしました。それ以来一貫して、文化、芸術、芸能というふうなものは何かせいたくと言ひますか、負担金があるからそこに税金を課税すればいいのだ、こういうふうな考え方というものがずっと一貫して流れてゐる。

そして今回、実質的にはある程度のところまでは課税の対象から外されてゐるわけでございますけれども、しかし、こういうものを本来もうけの対象としてしか見ないという考え方ですね。私は、この考え方というものは、文化、芸術、芸能というものを、何か利益が相当あるところに課税をするのはあたりまえなんだ、相当もうかつてゐるというふうな見方の中から出てきてゐるのじゃないだろうか、このように思ひますけれども、その点についてもう一度お伺いをいたしたいと思ひます。

○中橋政府委員 入場税につきまして、私どもが負担金というものを申しますのは、そこで行われております高度の芸術、文化に伴ひまして多くの利益が出ておるなどと思つておりません。私どもが言つておりますのは、そういう芸術なり文化が催されます、その催し物は非常に結構なものでございまして、それに入るに際して、それに参加するに際して、普通一般で考えられてゐるよりもかなり高い料金を負担する、そういう負担し得る能力、それに入つていく人の負担能力というものを勘案いたしまして、そこに負担金を見出すわけでございます。

したがひまして、行われておる芸術は非常に程度の高いものでありますけれども、そこにお金を

払つて入つていく人の負担金というものは、やはり税金を考えます場合には忘れてならないと思ひます。

○小林(政)委員 私は果して、それではないままのうちに、こども劇場とかあるいはまた自主的な文化サークルというところの会の人たちが、本当によりよいものに自主的に参加していただくというところでいろいろと取り組みを強めてまいりましたけれども、会費制というふうなことでやつてゐる場合に、国税当局がそこに相当豊かな負担金があるということを見てきたのかどうか。

特に、こども劇場のような場合には、子供たちの豊かな情操を伸ばしていきたい、そのために親が実際にいろいろと協力をしながら、その会の発展のために取り組みも強めて、毎回非常にすぐれた芸術、あるいはまた非常に高い文化性のものを取り入れてやつてこられた、こういうことは十分御承知だろうと思ひます。

それを、やはりそこにある程度の負担金というものがあるのだからというふうな見方が、今回入場税そのものを残していくということにもつながつていくのじゃないか、こう思ひますけれども、私はむしろこの問題については、実質的にこども劇場あるいは若者、労働などについての会費制でやられてゐる自主的なものについては、今回は免税点から見ても外されたからもうそれでいいのだというところにはならないと思ひます。本来の本質的なこういうものをどう見ていくのかという問題が基本的な問題として残るのではないかと。そして、本来こういうものについては課税の対象とすべきではないのか、このように考えておられますけれども、この点についてもう一度お伺いをいたしたいと思ひます。

○中橋政府委員 自主的なサークル活動の形をかりて行われるいろいろな文化的な活動そのものについて、私はとやかく申しておるのではありません。その中で行われます文化的な水準というもの、ものによりましては非常に高いものがございまして、それだからと言ひまして、

自主的な活動をやりまうからといって、一般の人が見まして非常に高い会費を納め、非常に高い入場料金を払つておるといふときに、私はやはりそれ相応の負担をしてもらつていいのだらうと思ひます。

したがひまして、今回の改正で、もちろんそういう自主的な活動をやつておる人たちは、そんな突拍子もない会費、入場料金を要求するわけでもないから、恐らく課税になる場合はないと思ひます。今後ともそういう事態にならうと思ひますけれども、それなりのゆえに、いかなる料金を取つても入場税を課税すべからずというお考えでございますれば、今回の入場税の改正で私どもがとりました考えとは相入れないのでございませう。やはりある程度の水準を超えて高い料金を取られることには、私どもは今後といへども負担金というところから応分の負担をしていただかなければならないと思ひます。

○小林(政)委員 自主的なサークル活動あるいは労働などの会費というものは、これはそんなに高いものではございませんし、大体千円から千五百円ぐらいの会費の中で、いろいろとオーケストラあるいはまた外国のオペラなども、非常に文化性の高いものも取り入れながら、みんなでよいものを鑑賞していきたい、こういうところから出発をしてゐるわけですが、特に物価上昇のもとにおいて、今後外国のものとかあるいはまた相当程度の高いものなどを見ていくとする場合には、課税対象となるような三千円、四千円、五千円とふえていくという危険性が出てくるのではないかと。このように考えますけれども、それらの問題についてどのようにお考えになつていらつしやるか。

○中橋政府委員 確かに、過去の例を見ても、映画とか音楽会とかへの入場料金というのは、だんだん上がつていってゐるの趨勢でございます。今後も、幸いにしましてそんなに上がらなければよろしうございませうけれども、上がつてまいることになり、しかもそれが一般的な水準であるといふことではございませう、やはりお願

いをしてしまつて免税点の改定ということをやつていただかなければならないと思つております。

○小林(政)委員 私は最後に、この入場税問題につきましても、免税点の改定を引き続きという御答弁ですけれども、本来このような文化あるいは芸術というものを課税の対象として見るべきではないのじゃないか。しかも国税のこの今回の措置等を見ましても、税収はもうほとんど三十億程度残すだけなんですね。ですから、今回思い切つてこのような文化、芸術等に対する入場税というやうなものをなくすべきではなかったか。それをなぜあれほど強い世論が盛り上がったか。それをわずかな税収にすぎないものを今回残されたのか。

この点については、やはりサービスや一般の商品に対して課税をするということとは全然なんだろうという考え方が、ともかく形だけでも、これは税収そのものは減つても残していくのだということにつながつたのじゃないかというふうに思われますけれども、この点もう一度お伺いをいたしたいと思います。

○中橋政府委員 その点につきましては、御質問の委員の方々にもお答え申しましたけれども、やはり一般的な水準を超えましてかなり高い料金を負担されて映画をごらんになり、あるいは音楽会を聞きに行かれるという方々については、私は自分の税金を負担していただいても、いまのわが国におきましてもその種の税金から見ましてそんなにひどいことでもないし、また一般の入場者から見まして、そう税制が不当であるというふうにも思わないと思ひます。やはりサービス課税全体を横にもながめてみまして、ある程度の水準を超えて高い入場料金を負担なさつていらっしゃる方には、それ相応の負担をしていただかなければならないと思つております。

○小林(政)委員 最後に私は、やはりこういうものには課税すべきではないし、本来もつと国が力を入れて、いわゆる文化政策としてそれを発展させていく、特にこども劇場その他については、地

域の中に、よりそのようなよい芸術に親しむというものをより上げていくという点で、むしろ国が積極的にこれらの問題には力を入れて取り組むべき対象であつて、具体的にはむしろそういう自主的な運動をもつと発展させていくというやうな文化政策を政府が積極的にとるべきではないか、そしてよいものに接する機会を積極的にもつと広げていく、こういうことがいま非常に重要ではないか。

とかく精神的なゆとりというやうなことがいろいろといま言われておりますときに、また青少年が今後本当に成長していく上で必要な豊かな文化性、芸術性というものを高めていく上からも、むしろ国の文化政策としていろいろと援助をし、協力をしてやつていくべき対象のものではないだろうか、私はこのように考えます。この点を強く要望いたしまして、時間の関係もありますので、次の点に入りたいと思ひます。

私は贈与税の問題について、特に妻の座をめぐるお伺いをいたしたいと思ひます。まず、端的にお伺いをいたしますけれども、婚姻中の夫婦間において不動産を取得いたしました妻の名義にした場合には、夫から妻への贈与ということに認められて、贈与税の対象になるのでしょうか。まずその点からお伺いをいたしたいと思ひます。

○中橋政府委員 夫だけが所得を持つておる、あるいは財産を持つておられて、妻の名義で住宅を取得しましたという場合には、妻がそれを取得するに於いての資産を持つていないわけではございませんから、恐らくそれは反証のない限りは、夫から贈与を受けたものになるというふうに解釈されます。

○小林(政)委員 現行の贈与税の場合には、居住用の不動産ということに限定はしてありますけれども、その取得資金あるいはまたその居住用の家屋については一応税の免除ということがとられてゐるわけですが、しかし、それはいろいろな控除と

制としてはこれは贈与税の対象ということになるわけですね。

○中橋政府委員 そういうことでございます。

○小林(政)委員 婚姻期間が二十年以上経過したという夫婦の場合には、先ほど申し上げたやうな居住用不動産については一応配偶者の控除ということとそれを認めておりますけれども、居住用以外の部分については、自分が住んでそこで生活をしていくというものの以外、たとえばお店を開いてそこで何か営業をやるとか、あるいはまた人に貸すにしても、たまたま住宅をつくるならその一階の一部分を何とか店舗にしたい、こういったやうな場合にはそれは対象になりますか。

○中橋政府委員 ちょっと御質問の趣旨がわからないのでございますけれども、夫が持つておる家屋の一部を妻の名義の店舗にするという場合のお話だろふと思ひますが、そういう場合にはやはり同じように贈与税の問題として考えられます。

○小林(政)委員 しかし、居住用の土地あるいは家屋については、これは一応配偶者控除ということとで、二十年以上の場合には対象外なんでしょう。そこをまずお伺いしたいと思ひます。

○中橋政府委員 いま御指摘の居住用不動産を配偶者から贈与を受けた場合の控除制度というのは、文字どおり居住用不動産でございますので、恐らく御質問の御趣旨は、事業所と住宅の併用住宅につきましてそういう問題が起こつた場合のお話だろふと思ひます。

そういう場合には、居住用の部分につきましてはやはり居住用不動産についての配偶者控除の適用はございませうけれども、事業用不動産につきましてはその控除の適用はありませう。

○小林(政)委員 それじゃ、もう一つ端的にお伺いいたしますけれども、共かせぎをしております夫婦が共同して土地を購入した、この場合に夫婦いずれかの名義にした、妻の名義なりあるいはまた夫の名義なりどちらか一方の名義にした場合には、これは贈与になりますか。

○中橋政府委員 いまのお話は、共かせぎの夫婦

がそれぞれ持つております財産を使いまして実質的には二人で買ったものを、形式的に一人の名義にするというお話だろふと思ひますけれども、そういう場合には、なぜ一人の名義にしたかということ、恐らく一人の所有に移したことになりましようから、やはり贈与の問題が生じてまいります。

○小林(政)委員 私はここで民法との関係でお伺いをいたしたいと思ひますけれども、婚姻中に形成された財産、ともかく婚姻をしてその間に形成された財産というものは、夫婦のどちらにその名義を移しても、私はそれは自由じゃないかというふうに考えておりますけれども、これらの問題についてはどのような見方をしているのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○井関説明員 この点につきましては、私どもの世界では実質的なものを問題にいたしますので、名義と実質が違つてゐる場合も間々あることでございします。したがひまして、実質的に二人の共有であるということになれば、名義いかにかわからず共有だと考えますし、それが名義を移したのが名実ともに移したということになれば、贈与というところもあり得るかと思ひます。

○小林(政)委員 夫婦の間でもよく共同で得た財産をどちらか一方の名義にしたのです。一方の名義にはしたのだけれども、しかしそれは、たとえば夫であれば夫名義である、したがつて夫の財産である、こういうことになるわけですね。

しかし、実際に家庭の中でのさまざまなやり取りの中で共同でそれを購入したという場合に、一体何を判定の基準にしてこれは夫のものであると言われるのか、名義がそうなつてゐるから夫のものであると言ふのか、その点もう一度お伺いしたいと思ひます。

○井関説明員 その点は一概に申し上げるのは大変むずかしいわけでございますが、先ほど申しましたのは、私どもでは名義だけに頼らない、名義も一つの判断基準であるということでございます。

す。したがって、共せぎの夫婦が二人の財産でもって買いますと、それは共有の財産ということになるのが普通だと思ひます。そうしますと、共有財産につきましては民法の推定規定がございまして、持ち分は二分の一ということになる場合が多いのじゃないかと思ひます。そういう趣旨で申し上げたわけでございます。

○小林(政)委員 私、いまの生きている社会の事情というものを考えますと、一般の家庭で夫婦が共せぎをし、そしていま激しい物価高の中で何とか生活を維持していく、しかしマイホームの夢も実現をしたいということで、生活費を夫が全部まかなっていく、妻の収入については、そのうちの幾ばくかを積み立てたり何なりして、そして何とか土地を購入する、あるいは家を購入する、こういうことというのはどこでも私は行われていると思ひます。妻の所得で生活をし、夫の収入についてはそれを何らかの形で住宅用地なり何なりに向けたい。こういうようなことというのは、一般家庭の中ではどこでも行われているわけです。

そして、やがてその土地を購入した場合に、これは名目的に、では夫の名義にしておきましょう、あるいは妻の名義にしておきましょうというやうなことが行われるのであって、それでは一階は妻の名義にして二階を夫の名義にしようなどということは、現実の問題としていま社会の中ではどこでも行われていないわけです。

こういったようなことを考えるときに、私はやはり夫婦間の住宅だとかあるいはまた土地だとか、こういったようなものについての贈与という問題が現実には贈与税の課税の対象になるというところは、法務省の立場から見ても今後改正をしていかなければならぬんじゃないだろうか、この点についてどうお考えになつていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○井岡説明員 ただいまの点は、夫婦財産制一般の問題とも関連いたしますし、妻の相続分その他の相続人一般との関係がございしますので、目下法

制審議会の民法部会身分保障委員会というところで審議中でございまして、それを全般的に広く見直そうじゃないかということでも四十六年以來やっております。その結論をまつて考えたいということが法務省の考え方でございまして。

○小林(政)委員 いま審議会等にかけてその問題についても、実体と形式といひますが、そういうものをもっと統一をした方向を打ち出したいということでもございしますが、私は税制の点からいって、夫婦間における贈与に対して贈与税が課税されるという問題はどのように今後検討されていくか、その点をお伺いしたいと思います。

○中橋政府委員 いまのお話の夫婦共せぎでそれぞれの財産を持つておつて土地なり家屋を買ひましたときには、共有の道というのが開けておりましたから、むしろそういうことでおやりになれば、恐らく贈与税の問題というのもし生じないのではないかと思ひます。

一般的に、いま御質問の夫婦間におきましてこの贈与の贈与税の問題といふことになりまして、贈与税といひますのは実は相続税の補完税でございまして、余りそういう配慮は必要ではないのかという気がいたします。現にございまして、配偶者への居住用不動産の贈与税の控除制度も、実は先ほどもいろいろお話がございました配偶者に対しては先ほどの相続税、贈与税の配慮の一つとして生まれたものでございまして。しかも、そのときにはまだ相続税におきましてこの配偶者に対する配慮といふのがそんなに徹底いたしましたところりませんので、むしろ贈与のときにはおきましてこの夫婦間の居住用不動産の控除制度といふことによりまして、それを補完しようというやうな考えが働いておつたと思ひます。

そこで、今回提案をしております相続税の改正のように配偶者に対する配慮が徹底して行ひ得ますならば、私は一つの考え方としては、そんなに贈与税において配偶者に対する配慮といふのは必

要ないのではないかと考えております。しかし、今回の改正におきましては、これまでにそういう居住用不動産につきましての配偶者への配慮といふものがすでにございましたので残しましたけれども、今後の方向をいたしますれば、私は相続税におきましてこの配偶者への配慮ということでもう相当程度カバーされておるといふふうに考えております。

○小林(政)委員 いま夫婦間における贈与の問題についての見解を伺つたわけですが、婚姻期間二十年という期間を置いてみますと、婚姻期間二十年という対象となる。それがたとえば十年であるとかあるいは二十年以下であるといふような場合には、夫婦間における贈与についても、配偶者控除といふものが現在適用されてないんですね。いかがでしょう。

○中橋政府委員 確かに現在の居住用不動産の贈与税におきましてこの控除制度は、婚姻期間という制限がございまして、それは相続税の配偶者に対する配慮につきましても、実は婚姻期間の長さといふのを一つの条件にしておりました。今回、相続税におきましてこの配偶者への配慮につきましても、その婚姻期間という条件を撤廃するやうに御提案を申し上げております。それが、私が先ほど申し上げましたやうに、相続税におきましての配偶者への配慮を徹底したといふことの一つでございまして。

したがって、既存の制度として居住用不動産の配偶者への贈与についての配慮といふのは、今日までの制度をそのまま存続する。ただ金額を最近の実勢に合わせて引き上げるということだけにとどめたものでございまして、むしろ今後におきましてこの配偶者への配慮は、徹底した相続税におきましてこの配慮でもって考えてまいりたいと思つております。

○小林(政)委員 そうしますと、婚姻期間の二十年というこの期限は、一応今回の措置によって取り外したといふふうに理解してよろしうござい

○中橋政府委員 先ほど来御説明いたしてありますやうに、相続税におきましての配偶者への配慮については婚姻期間の条件を外しましたが、贈与税におきましてこの居住用不動産についての配偶者への配慮は、これまでの制度をそのまま存続をいたしまして、金額だけを最近の実勢に応じて引き上げたものでございまして。

○小林(政)委員 二十年には満たないけれども十五年であるという場合には、一応その対象としては全然認められないのですか。

○中橋政府委員 現行制度におきまして、今回の改正におきまして、その点は改正をいたしておりますから、ある程度二十年という婚姻期間を持った人だけに適用をするものでございまして。と申しますのは、なぜあのように贈与税につきましてそういう配慮をいたしたかといふことは、長い間いわば婚姻生活を営んできた配偶者に対して、特別にそういう居住用不動産を相続のときを待たないで贈与する人につきまして配慮をしようといふものでございまして、ある程度の年限を経た配偶者にだけその制度を適用するということにしております。

○小林(政)委員 それでは、二十年に満たなくても夫婦間において実際に財産を形成してきているという事実を一体どう認定するのか。どう認識しているのか。二十年たてば妻の果たしてきたやうな役割りといふものは相当大きなものがある、しかし、二十年をたてなければやういふものも認めないといふことは、いまの実情から言つても私はおかしいんじゃないかと思ひます。

御承知のとおり、最近婦人の社会的な進出といふものは非常に大きく前進しておりますし、まして雇用労働者の中で三分の一を婦人が占めているんです。しかもその婦人雇用労働者の中でも、約半数以上、五〇%を上回る数が既婚婦人です。この場合に、子供を抱え、そしてまた社会的にも活動するといふ人たちが、すべての働く婦人の数の中の半数を上回っている。こういう実情の中で、それじゃ家庭の中で、い

わゆる別産制をとっており、夫の名義だ、妻の名義だ、この家は夫の名義になっているとか、あるいはこの財産については妻の名義だ、そういうことがいまの実生活の中で一々やられているというふうには認識されているのですか。

私は、二十年間たてば夫婦間の贈与については一応配偶者控除ということで認めるけれども、十七年とか十六年とかいうのじゃ認められない、婚姻後形成された夫婦間の財産を一体どう見るかというところは、重要な問題だと思ふのです。私はこれは十分検討をしていただきたいと思ふます。

この問題について私は、法務省からも見解を伺いたいと思ふますし、また贈与税ということで課税の対象になっていることについても、ひとつ明確にお伺いをいたしたいと思ふます。

○中橋政府委員 夫婦間の贈与税の問題につきましても一つの基本となりますのは、民法上におきましますところの夫婦の財産制度が大いに影響をおぼえています。これにつきましては後ほど法務省の方からお話があると思ふますが、現在の民法の制度のもとにおきまして、夫婦の、夫婦と申しますか、配偶者の他の配偶者に対する寄与というものを認めていないというわけではございません。私は、むしろ非常に徹底して認めて、それを相続の段階で処理しようということに今回割り切ったつもりでございます。

したがって、今回の相続税におきましますところの配偶者への配賦は、従来とておりました婚姻期間の制限もなくしましたし、先ほど来非常に徹底し過ぎたといっておしかりを受けておりますが、限度も撤廃をいたしました。そういうことで、私は、夫婦の間におきましますところの配偶者の寄与という問題についての相続税上の配賦は十分いたしたつもりでございます。

そういうことにおきまして、私は、今後の方向としては、贈与税という問題としては余りそれを考えなくてもいいのではないかと。むしろ相続の段階で妻に対する配賦が非常に厚ければ、おのずとそれに相応の財産の移動が行われるはずでございます。

ますから、私は十分それでカバーできると思っております。

○小林(政)委員 私は、新しい憲法のもとで男女の婚姻生活というものは本当に平等であるし、対等である、こういう立場から考えても、ここに二十年という区切りをつけて、二十年たった者については配偶者として当然の控除をするけれども、夫婦間であっても二十年以前であれば対象にはしないというところは、ちょっと筋が通らないと思ふのです。何を根拠にされて二十年とおっしゃるのですか。なぜ十五年じゃいけないのですか。どういうことなんでしょう。

○中橋政府委員 恐らくそのときに考えましたのは、長年連れ添った配偶者への配賦ということだと思ふます。長年連れ添った配偶者の配賦者ということになりまして、一体幾らの年限がいいかということはおっしゃる通りに断定的なものではないと思ふますけれども、やはりそのときに考えられたのは、一つには、世にいろいろ言われておりますように、二十五年が一つの区切りでございまして、その少し前というふうなことで二十年という制度ができたとおつたと思ふます。

また、そういう二十年という期間も、相続税におきまして現行法の配偶者への配賦については、もちろん導入をいたしました。しかし、今回はむしろ相続税につきましては、おっしゃるような問題もございましたから、相続税におきましますところの配偶者への配賦につきましては、その年限を取つたわけでございます。

○小林(政)委員 相続税について配賦したと言われましても、先ほど来から問題になっておりますとおり、青天井で、ごく一部の人が優遇されるというところでは、私は妻の座を本当に守つていく、優遇していくということにはならないと思ふのです。夫婦間でお互いの共同的財産をどう処理していくかというところは、これは全く自由な問題であつて、この場合に二十年たなければどうだとか、年限を切つて夫婦間の財産の譲渡について贈与税の対象にするなどということは、これ

は私は今後当然改めなければならぬのではないかとと思ふます。

また、確かに民法の中では、わが国の場合には別産制という制度をとっております。したがつて、その別産制のゆえに、どちらかの名義にすれば、夫の名義にすれば夫の財産であり、妻の名義にすれば妻の財産になるというたてまえをとつていますけれども、現実には各家庭の中では、先ほどからも何回も言つておる通りに、家を建てようとする場合には両方が協力をします。こういう形の中で、それじゃどちらが財源を支出したのかというところ、家を購入するその財源はどちらが出したのだということが問題じゃないんですね。おわかりになりませんか。共同の財産だと思ふのです。

○中橋政府委員 いまお示しになりました例で申しますと、夫婦それぞれが財源を持っておりますが、共同して財産を取得しましたならば、それ相応に共同で所有できるという道がございまして、そういう形をとつていただければ、贈与税の問題は起こらないわけでございます。

それから、基本的に夫婦間におきましますところの財産の贈与問題が贈与税を引き起こすから、どうもおかしいという御意見につきましては、これは民法の夫婦の財産制度というものが基本にございまして、その問題を処理していただくわけにはまいらないわけでございます。

○小林(政)委員 実際には先ほどの共同の財産という問題で、両方の名義にするという人が最近はある程度出てきているかもしれませんが、しかし、普通の一般の家庭の中では、これは共同の財産なんだ、二人の名義にしましょうということよりも、現実の問題としては、どっちの名義でもいいじゃないですかということ、どちらかの名義にしていくわけですね。そうじゃありませんか。

○中橋政府委員 最近では、共有の場合には共有の登記をするという例が非常に多々ございます。おっしゃいますように、夫婦間におきましますように

共有的な財産というのを前提になさるならば、むしろ登記も共有という形をとられるのが、配偶者の地位を確立する上においてはなお望ましいことだと私は思ふます。

○小林(政)委員 私は、ともかく夫婦間においてそれをどちらの財産とするかということとは、いわゆる別産制だということとそういうものを区別すべきではないし、夫婦間の財産というものは、当然もう本当に自由に行つていいものであろうというふうに思ふます。財産そのものが共有なんですよ。所得そのものが共有の中でつくり上げてきた財産である。ですから、そういう点から考えれば、夫婦間において財産の贈与が行われるということとは、私はちよつと普通は考えられないと思ふのです。まして十八年までだったらいけないのかどうなのか、二十年というのがどういふところから出てきたのか。長年にわたつての配賦から出てきているのだということとすけれども、二十一年に満たなければ譲渡についても贈与税がかかるのだ、こういうことは私は納得がいかないと思ふますけれども、この点についてもう一度お伺いをいたしたいと思ふます。

○中橋政府委員 ある程度の年限の婚姻期間を持ちました配偶者への居住用不動産の贈与につきまして、特に贈与税につきまして配賦しようという場合に、一体どれだけの年限をもつて条件とすべきかということとは、なかなか一概には決めがたいわけでございます。しかし、おのずと相続税の補完税にすぎない贈与税につきましてそういう配偶者への配賦を特に設けるということにつきましては、いわば相続の段階で処理されましようけれども、生前そういうことを措置しておきたいという人のために設けた制度でございまして、やはりある程度の長さの婚姻期間というのはどうしても必要なわけでございます。

そのときに長さをどの程度にするかということとは、一つは一番短い条件としますれば、俗な言葉でございましてけれども、先ほど繰り返しましたように、銀婚とかそれよりも少し前の時期とかい

うのが一つの線に出てまいるわけでございまして、それが十五年でいかぬのか、十年でいかぬのかと言われれば、絶対いかぬということは申し上げられませんが、やはりある程度の長さの婚姻期間が必要であるということでございます。

○小林(政)委員 この問題については、私はどうしてもこの二十年という点に非常にひっかかります。二十年以下であっても、夫婦間の財産という問題については当然これは対象にすべきであつて、二十年というのは、相続税のときには婚姻期間を外したわけですから、贈与税の場合も外すべきが当然ではないだろうか、このように思います。これはぜひひとつ検討をしてもらいたいというふうに思います。

それから、法務省の方にもう一つだけお伺いをしたいと思いますが、先ほどからもお伺いしているわけですが、婚姻中の財産につきましては、婚姻前にあつた財産ということであればこれはともかく、婚姻の期間中に夫婦が協力をして得た財産の問題については、これはどちらかと言えども共有財産という性格を当然持つべきではないだろうか。その共有財産についてそれが贈与の対象になるということについては私は非常に納得がいきませんけれども、見解をもう一度お伺いしたいと思います。

○井関説明員 ただいま民法の七百六十二条で、「自己の名で得た財産」はそれぞれ別産制になっていることは御指摘のとおりでございます。ところで、この自己の名で得た財産というものは一体何なのかということが一つ問題にならうかと思ひます。

先ほど来御指摘のような共かせぎのようなの、両方がお互いにお金を出し合つて物を買つたというふうなものまで、名前が夫名義だから夫の別産だということを言う人は、最近では少ないのじやないかと思ひます。それは実質は、二項の、両方が金を出し合つて買つた財産なんだから共有だという議論の方がむしろ多からうと思ひます。それから後段の、いま御質問のありました夫婦

が協力して得た財産、これは大変むずかしい言葉でございまして、実質的に共かせぎの夫婦もおりますし、じつと家庭にとどまつていて奥さんもうらっしゃいます。その両方を含めた意味なのか、あるいは後者の意味なのか、その辺を区別して議論しなければならぬと思ひます。いま問題になつております共かせぎでせいでお金で購入したような品物は、むしろいま私どもの世界では共有だと考える人が多いのだらうと思ひます。でございますが、そういう明らかな証拠がない通常の家庭の奥さん、家事に専念しているというふうな人の、夫の名義で買い受けた財産、これが一番問題になるのじやなからうかと思ひます。

この問題につきましても、一方には、そういう物は、婚姻中に得た財産は一切共有にしろという議論もございまして、それでは余りにも不公平だから、まだまだ考えなければいけない問題が多いから、もう少しばらばら様子を見ようという議論もございまして。その辺が、いま夫婦財産制についての議論の大きな分かれ目になつているところだらうと思ひます。その点は今後しばらく、先ほど申しました審議会の議論等を検討してみたいと思ひます。

○小林(政)委員 それでは、婚姻中に取得した財産、夫婦の協力によつて得た財産、ところが、それが解消する場合があり得るわけですね。たとえば夫が死亡したということもそうでしょうし、あるいは離婚したことが起きた場合もそうでしょうし、あるいはまた別居をするというふうな事態も起こるでしょうし、そのような場合に、その夫婦が協力をして得た財産、それに対する分割請求権というものは当然妻は持つわけですね。夫も持ちますけれども、妻も持つわけですね。

この場合に法務省としては、婚姻期間中に協力をして得た財産、これらの問題についての分割請求という問題を一体どう見ているのか、この点についてお伺いをしたいと思ひます。

○井関説明員 夫婦が婚姻関係を解消する場合と

したら、死別と生別とがございまして。生別るときはいわゆる財産分与請求権ということで、一切の事情を申しさして、家庭裁判所が最終的には決めるということになります。死亡した場合には、いまの現行法では三分の一の妻の相続——子供がある場合には三分の一でございまして。子供がなければ、それぞれに応じてその相続分が決められておりますけれども、その相続分がそれに見合うものだというふうには私は考えておるわけですね。

ところが、その相続分につきましてはそれだけでいいのか。先ほど御指摘がありましたように、妻の貢献度にはピンからキリまでございまして、決める必要がないのかという点が一つ問題になつております。その点をいま審議中でございまして。

○小林(政)委員 私は、この問題についていま審議中だと思ひます。これはひとつ十分実態に即した検討をして、いま本当に憲法の中で保障されている、あるいは民法で保障されている男女の、やはり家庭の中における妻の優遇という問題を、期待にこたえられるようなものにしていただきたいというのを特に強く要望をいたしておきたいと思ひます。

私は、妻の優遇の問題については、大体二つの問題について質問をしたわけですね。いわゆる婚姻期間中に協力によつて得た財産というものは、当然これは夫婦間の贈与ということと贈与税をかける対象から外すべきではないか。そしてまた、しかも現在の税制の中で二十年間という期限が切られていて、これは非常に不合理ではないか。この問題については妻の寄与度だとかいろいろなことが言われておりますけれども、あくまでも協力をして得た婚姻中の財産という問題については、当然贈与税の対象というふうな見方で見れば、これは二十年というふうなことにいつてはこれを取り外すべきである、こういうことを二点にわたつて質問をいたしましたわけですが

も、この問題につきましても、いまの社会的な通念から考えても、これには非常に不合理性が伴つていっているというふうな考えますけれども、この二つの問題について、主税局長からもう一度御答弁を願ひたいと思ひます。

○中橋政府委員 夫婦間におきます贈与の問題につきましても、先ほどお答えしましたように、やはり民法の夫婦間におきます財産制度というものが基本になると思ひます。いま御質問の、夫婦がそれぞれ相応の財産を持つておりまして、そして得た財産でございまして、それはもう当然その寄与しました財産に応じて、共有という制度がございまして、贈与という問題は生じてこないわけでございます。

むしろそれではなしに、一方に財産がないのにそれに対して財産が移る、その者の財産にするという場合に贈与の問題が生じてまいりますから、それを、今日の民法のもとにおきまして、夫婦であるからその財産の移転につきましては贈与の問題は起してはいかぬと言われまして、ちよつと贈与税の方ではなかなか処理ができないわけでございます。

それから、そういう場合におきましても、現在とつております居住用不動産についての配偶者への配慮については、婚姻期間の制限があるということとはおかしいではないかという御指摘、これも先ほど来お答えをいたしておりますけれども、相続税の補完税たる贈与税において配偶者への配慮として居住用不動産というものを考えましたけれども、その場合には、さらに長年婚姻期間を重ねた配偶者という条件をつけると、そんなに不合理ではないと思ひます。むしろ、今回の改正によりまして、婚姻期間のない相続税における配偶者への配慮ということで、その問題は十分カバーをされる問題であると思つております。

○小林(政)委員 次の問題に入りたいと思ひますけれども、ただ、いまやはり私どもも納得できませんけれども、妻が内職なりパートなりしながら本当に協力して、そして婚姻中に得た財産。とこ

るが、こういうお金も印があるわけじゃないわけですよ。たとえば、それではあなたは幾ら出したのですか、実際にはパートをやり、あるいはまたやりくりをしながら、あるいは内職をしながら、お金を印をつけているわけじゃないから、幾ら幾らは妻が出して、幾ら幾らは夫が出したというふうなことでなくとも、それによって生活費をカバーし、やりくりをし、そして協力して得た財産ということになりますと、これが贈与の対象になるという点は、やはり私はどうしても納得いきません。

こういう実態というものが現実にはいまの社会の中にはあるわけですから、この点についてはもう少し実態を具体的にひとつお調べもいただき、そしてこういった夫婦間の贈与という問題は、この際当然取り除くべきではないか、こう私は思うのです。この点については是非再検討をしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○中橋政府委員 先ほどから毎々お答えいたしておられますように、それは個別に、その財産がどういう財産で取得をしたかということが明らかにならなければ、一体そのものはだれのものであるのか、夫のものであるのか、妻のものであるのか、共有であるのかということはわからないわけでごさいます。それを一々ここで御議論をしておいても繰り返すことになりますが、それを根本的に解決する道は、何といいたしても民法におきましてところの夫婦の財産制度というのが基本でございまして、それが直らない限りにおきましては、おっしゃいますように、夫婦間におきましては、その財産の移転、贈与が起らないということにはなかなかまいらないわけでごさいます。

○小林(政)委員 これはもう水かけ論で、どこまで行ってもあれですけれども、もう少し社会の実際というものを現実的に調査していただきたいと思ひます。そしてその上で、妻のものであるか夫のものであるかわからないということではなくて、実際に婚姻中に協力してできた財産という問題

は、たとえ夫の名義になっていようと妻の名義になっていようと、これはお互いの協力の中でつくられてきた財産である、こういうふうに見るのが至当ではなからうか。

何の仕事でもって幾ら月給をもらってというのではなくても、パートをやったり内職をしたりというふうな中で、婚姻期間中にお互いに努力を協力しながらつくった財産という問題は、夫の名義だけになるべきものではありません。当然これは妻と一緒に協力をし、そしてつくり上げてきた財産である。結婚する前からあった財産というものを私は問題にしているのじゃないのです。婚姻後に得た財産という問題については、これはやはり妻と夫の協力の中で、それは妻が働いていないということ、あなたの所得の出どころはどうか、だから夫のものなんだ、こういう見方をすべきではないし、おっしゃる通りに、民法が別産制をとっておりますので、したがってそれが妻の名義になっていけば妻であり、あるいはまた夫の名義になっていけば夫だということになりますけれども、現実には婚姻後の財産というものは共有の財産であり、しかも当然、その財産についての贈与というふうなことがあつてはならないものだ、このように私は考えておりますし、こういう点については是非ひとつ実態を再調査していただいた上で、引き続き私はこの問題についてはまた改めて御質問をいたしたいというふうに思ひます。

○中橋政府委員 いま小林委員のお話を伺っておりますと、パートタイマーとして働いておるからということを言っておられましたが、どうもパートタイマーでなくとも、おおよそ夫婦というものの財産は夫婦の共有であるべきだということうな御意見かと思ひます。しかし、その御意見は私は毛頭否定するものではございせん。確かにそういう立場というものはありますし、そういう制度をとつておる国もございまして。しかし、それは何といひましてもやはり民法というものがございまして、それらの方

で律していただかない限り、私どもの方で、夫婦だから婚姻後に生じた財産は常に共有でありま、す、というふうには処理できないわけでごさいます。

○小林(政)委員 次に、相続税の問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

最近、先ほど来からいろいろと論議をされておりましたけれども、相続税あるいは贈与税の問題については非常に税額が大きくなり、また課税件数等もふえてきております。しかし、その主要な原因というのは、やはり生活上必要な財産、特に住居用に使つております土地とか家屋だとかいうものの課税価格が非常に高くなつてきている、ここに私は主要な原因があるのではないだろうかというふうに考えております。

特に相続税の場合には、固定資産税の評価額をもとにして一応評価され、評価方式という形をとられていくわけですが、家屋の場合等も私も少し調べてみました。ところが、これは四十八年に固定資産税の新しい評価額が決まりました。そして現在五十年度は三年目を迎えるわけですが、この間評価額そのものは一応四十八年で据え置いているわけですが、現在また新しい家なども建てております。こういう中で木造の場合には一・六倍になつておりますし、あるいはまた鉄筋の場合には一・五倍、あるいはまた軽量鉄骨の場合には、これは場所によつて違ふのでしようけれども、これは私の地域ですけれども、一・四倍という形で、家屋についてもやはり物価が上昇しているというところの関係もありまして、相当上がつていくわけですね。

この問題については、住宅用の家屋については、相続税の場合には固定資産税額そのものを基礎にして一応計算をされているわけですね。いかがですか。

○横井政府委員 御指摘のとおりでございます。固定資産税評価額の一・〇、これを相続税の評価額というふうにいたしてございます。具体的に申し上げますと、その家を再建築、新築をするというふうな

な場合の価格から減価償却をいたしました価格、これを固定資産税の評価額というふうな地方税の方では運用されておりますので、それによつておるわけでございます。

○小林(政)委員 住宅用の用地の場合はいかがですか。

○横井政府委員 土地につきましては、昨日も御質問があつたわけでございますが、方式といたしましては、市街地につきましては路線価方式、それ以外につきましては固定資産税評価額の倍率方式ということがございまして、これはいずれも売買実例、精通者意見価格をもとにいたしまして、正常価格と申しますか、専門的には仲値と呼んでおりますが、仲値を出しまして、その七〇％を評価額といたしまして路線価あるいは倍率を決定する、こういうふうな方式をとつておるわけでございます。

○小林(政)委員 時間がなくなりましたので先へ入りたいと思ひますけれども、結局さうしますと、いま路線価方式、あるいはまた倍率方式というふうなものをとりながら、実際には一相続税財産評価に関する基本通達に書かれてあるこの内容でやられていくということですから、いまま、これは昨日もちよつと問題になりましたけれども、実際問題として自治省では、御承知のとおり、評価額の上昇が非常に極端に税制にはね返つて、そして税負担というものが激増するというところを何とか緩和しなければならぬということとで、特に生活資産の中でいわゆる住居用の土地、これについては課税標準額を評価額の二分の一として認めているわけですね。こういう取り扱いをしながら一応やられているわけですが、相続税の場合には固定資産税の評価額というものがもとになつて、そしていま言われた数字で評価をされるわけですね。

私は、この固定資産税のいわゆる特別措置といういまの二分の一をとられていくのやり方を、相続税についてもいまのような状況のもとでは住宅用の土地については検討すべきではないだろう

かと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○中橋政府委員 相続税におきましては、その評価は時価でございます。いろいろな政策的な配慮を入れたい時価でございます。恐らく固定資産税で仮にそういう方法で配賦をなさっておるとしたとしても、相続税としましては、やはり時価は時価でございますから、それをとることにしなければならぬと思ひます。そういうことにおおしやるような配賦は、課税最低限というものを随時見直すことによって、課税対象をどの程度にするのかということで考えなければならぬ問題と私は考へております。

○小林(政)委員 私は、確かに課税最低限を引き上げるとか、あるいはまたその他の措置によつて配賦していくということもこれは一つ必要なことだといふように考へますけれども、問題は、相当遺産総額そのものが高額になるというこの原因が、さきお話をあつたように、土地の価格が四倍だ、五倍だといふような評価になっているわけでしょう、実際に。そのために遺産総額というものが全体的に非常に高まつてくる。こういう問題を、確かに課税最低限を上げたり、基礎控除を引き上げたりといふようなことではいろいろとやられると同時に、やはり住宅用の資産については、遺産総額そのものを大きく引き上げていく根本の原因の評価ですね、このところに、私は時価といふことではなくして配賦を加ふるのは当然じゃないだらうか、政策的にも行うべきではないだらうか、こう思ひますけれども、いかがでしょうか。

○中橋政府委員 仮に評価がそういうふうになりまして、しかも一方で、そういう評価の上昇を勘案いたしまして課税最低限の引き上げを行ひまして、それを超えるような財産を持つておられれば、これは相続税の課税を受けてもらわなければ仕方がないと思ひます。

○小林(政)委員 私は先ほど来から、インフレといふ中で、実際にはいまだ大した評価もされないような土地であっても、あるいはまたそこに何か、自分の責任とは関係なく大きな道路ができた

といふようなことで、大蔵土地の価格が上がつた、しかし実際に依然としてやはり住宅用として自分はそこに引き続いて生活をしているのだ、むしろかえつて騒音がひどくなつて困つたものだといふような場合に、遺産総額が地価の高騰によつて相当高くなる、それによつて多額の相続税が住宅用の資産についても課税されてくるといふようなことになりまして、これは私は一つ問題じゃないだらうかと思ひます。

問題は、先ほど来から言つておりますとおり、相続税というのは生活資産については本来課税の対象にすべきではない。私は特にそういう考え方を持つておるのです。農地にしても、あるいはまた個人の住んでいる住宅にしても、あるいはまたごく小規模の事業所のそういう零細の施設にしても、生活のためには最小限の資産といふものが必要ですけれども、そういう生活に必要な資産については課税の対象にすべきではない。

先ほど来から問題になつておるような土地を投機の対象にして相当もうけたとか、そういう場合こそ、富裕税的なものも含めて、資産の再配分といふことでこれに対しては課税すべきだと私は思ひますけれども、最小限の生活をしていくに必要とある資産については相続税の課税対象から外すべきであるし、また資産の再配分という税制が持つていく性格から言つても、そういうものは当然外していくべきではないだらうか、こういうふうにか考へていきますけれども、実際に資産総額そのものが個人の責任とは関係なく上がつていくわけですから、これについて検討を加えていくということが必要ではないだらうか。ただ単に減税措置をとるとか基礎控除の引き上げをやるとかといふようなことだけではなくして、そこにこそ根本のメスを、やはり一つ特別措置的なものを加味したものが必要ではないかと思ひますけれども、この点についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

○中橋政府委員 生活に必要な最小限度という概念は非常にあいまいでございます。このことに關しましては、小林委員と私は全く違つた考へ

方だと思ひますけれども、生活に必要な最小限度は相続税を課税すべからずという意味におきましては全く一致しておりますが、しかしそれがかなり多額のものになりますときには、私はあえて相続税の課税を受けてもらわなければならぬといふ点について、全く違つた考へでございます。

それで、一般的に、たとえば地価の上昇が、先ほど申し上げましたように四倍になりますといふようなことを勘案しまして、四十一年の課税最低限である配偶者、子供四人の相続人の場合の一千万円が四千万円になるといふことで、それでもってカバール切れないほどに仮に評価せられまして資産がありとすれば、その超える部分についての相続税といふものは、相続税の性格から言ひましても甘受していただかなければならぬものだと思つております。

○小林(政)委員 いま自治省では個人が住んでいる住宅用地に対しては評価額の二分の一といふような特例といひますか特別措置をとられていくわけですし、さらにまた二百平方メートル以下の住宅用地については、これは小規模住宅といふこととさらにその二分の一、実際には四分の一の評価といふことになつておるわけです。こういうことが自治省ではやられていて、そして相続税の場合にはその具体的な財産の評価を行うといふことで、固定資産税のいわゆる評価額といふものがもとなつていくわけでしょう。私は、そのところをやはり特別の措置をとるといふことは、やはり一回限りだと言つても遺産総額そのものがふくれ上がつていくことが根本になつていくわけですから当然のことじゃないか、そのことを強く要望もし、またお答えもいただきまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○中橋政府委員 固定資産税におきましては、おっしゃる通りに、そういった小規模の住宅用地といふようなことで配賦をいたしておりますが、相続税におきましては課税最低限といふことで、およそ必要な最小限度の生活に支障のないような部分といふことで判断をいたして、たとえば四千万

円という課税最低限があるわけでございます。そういうことによりまして、およそ考えられておりますような土地とか家屋等を持つておられるぐらゐの程度であれば課税最低限の中に入るものだらうと思つておりますから、それを超えるものにつきましてはやはり相続税を納めていただくかなければならない、こういうことでございまして。

午後三時四十二分散會

○村山(達)委員長代理 次回は、来る二十一日金曜日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

大蔵委員會議録第六号中正誤

ページ 段行		誤	正
六	二末	かつて	かつて
七	一末	大臣ヲ	大臣之ヲ
七	二末	こう、った	こういった
九	一	大蔵省や	大蔵省の
九	二	三年一回	年に一回
二〇	三	備つて	備つて
二四	二	儲蓄	儲蓄